

平成21年塩尻市議会12月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成21年12月17日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 1号 塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 監査委員の選任について

議案第 9号 字の区域の変更及び廃止について

議案第10号 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

議案第21号 塩尻市デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結について

議案第13号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費1項社会福祉費9目国民健康保険総務費、4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

議案第14号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

請願12月第1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

請願12月第2号 「使用済自動車の解体業及び破砕業の用に供する施設」の設置に反対する請願

請願12月第3号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める請願

陳情 9月第2号 ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求める陳情

陳情 9月第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関する陳情

陳情12月第2号 市町村国保の改善を求める陳情

陳情12月第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情

出席委員・議員

委員長	森川	雄三	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	金田	興一	君
委員	小野	光明	君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾	君	委員	白木	俊嗣	君

議長 塩原 政治 君

欠席委員

なし

説明のため出席した議員

請願紹介議員 五味 東條 君 請願紹介議員 丸山 寿子 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君 次長 成田 均 君
議事調査係長 中野 知栄 君

午前9時58分 開会

委員長 おはようございます。定刻に少し早いですけれども、これより12月定例会の総務環境委員会を開催いたします。本日の委員会は、委員全員が出席をしております。ここで10月職員の異動があったわけでありますが、部長さんは全員協議会で御紹介をいただいておりますので、それ以外の職員の方で担当等変更された方の自己紹介をお願いしたいと思います。

〔職員自己紹介〕

委員長 ありがとうございます。

審査に入る前に理事者からあいさつがありましたらお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。年末、何かと御多用のところ、総務環境委員会を開催いただきましてありがとうございました。ただいま紹介させていただきましたけれども、10月の異動がございまして、また新体制になりました。何かとよろしく、また御指導をお願いしたいと思います。

さて、本日の委員会でございますけれども、条例案件4件、人事案件1件、事件案件3件、予算案件3件でございます。それぞれ担当の課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議していただきましてお認めいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。簡単でございますけれども、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。お世話になります。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、副委員長のほうから本日の日程を申し上げますので、よろしく申し上げます。

副委員長 おはようございます。本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりでございます。お昼頃に時間を見はからって、健康づくり課よりインフルエンザ対策などに使われるエアテントのデモンストレーションがありますので、時間を見て予定をいたしたいと思っております。その後の特に視察の予定はござ

いませんので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入るわけでありますけれども、議事の円滑な進行のために委員長に指名を受けた者のみの発言をお願いしたいと思います。また、あわせまして、質問、答弁は端的にわかりやすくを心がけていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議案第1号 塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、はじめに議案第1号塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明をお願いします。

人事課長 おはようございます。議案関係資料をお出しいただきしたいと思います。議案関係資料1ページ、議案第1号の塩尻市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例ということでお願ひいたします。

提案理由につきましては、来年、新年度から人事考課制度に基づく分限の手續を設けることに伴ひ、必要な改正をするものということで、概要につきましては、勤務実績が良くない職員またはその職に必要な適格性を欠く職員を降任し、または免職する手續を新たに加えるというものなどでございます。

少し説明を加えさせていただきますが、まず、この分限ということでございます。なかなか聞き慣れない言葉かと思ひますけれども、分限ということにつきましては、一定の事由によりまして職員がその職責を果たすことができない場合、職員の意に反しまして、その職員を降任、休職、免職をさせるものというふうなことでございまして、同様の処分といたしまして懲戒処分というものがございまして、懲戒処分につきましては、職員の義務違反に対する道義的責任を問うことによって、規律維持を目的とした制裁として課する処分でございますが、これに対しまして、分限処分につきましては、行政全体としての公務能率の維持向上を図るものというものでございまして、そこで、分限処分の事由といたしまして、地方公務員法のほうで規定されておりますけれども、本市に該当する分といたしましては、地方公務員法の規定によります順番でいきますと、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、それから職員の職に必要な適格性を欠く場合、そういったものが地方公務員法のほうで規定されてございまして、各自治体がこれらを適用するためには、条例でその手續及び考課について規定するというふうにされてございまして、その手續及び考課について規定してある条例がこの条例にあたります。現在、私どもでは、地方公務員法、先ほど申し上げました心身の故障により長期の休養が必要となる場合には、休職させる旨が規定されております。

次のページ、2ページのほうの新旧対照表のほうをごらんいただきたいわけでございますが、右側の現行のほうで、条例の第3条のほうで、今、申し上げました心身の故障によります休職というものが規定されております。これに新たに先ほど申し上げました勤務実績が良くない場合、それから職員の職に必要な適格性を欠く場合、これを新たに追加するものでございまして、改正案といたしまして、改正後には条例の第3条の第1項のほうで、勤務実績が良くない場合というものを規定します。それから第3項のほうで、その職員を降任し、または免職する場合においては、当該職員がその職に必要な適格性を欠くと認められる客観的事実に基づいて行われなければならないという内容を新たに加えて、現在、2項あるものを4項とするものでございます。

条例の施行等につきましては、平成22年4月1日からの施行ということでございますが、これは、提案理由にもありますとおり、人事考課制度を本施行するのが新年度からという予定にございまして、人事考課制度の中で職員ごと

に業務目標を立てることとしておりまして、その目標達成に向けて、その都度、所属長が面接を各職員と行うこととなっております。その際に、勤務実績が良くないというふうなことが認められまして、改善が必要だというふうな職員が把握できるわけですが、この職員に対しまして何回も指導しても改善が見られないといったような場合につきましては、今回、新たな分限処分を確定するわけですが、その規定に基づきまして分限処分というふうな適用をすることとなるわけでありまして。ただ、懲戒処分のように、いわゆる一発レッドというふうなことではございませんので、条文にもありますけれども、客観的な判断材料というものが求められます。そうやってきますと分限処分を行うまでには、その改善を求める期間というものは、ある程度の期間が必要となってまいりますので、そのためのフローですとか、指導内容改善経過等の様式をそれぞれ整備してまいりたいというふうに考えております。あわせて、また、職員にとりましては、不利益な処分というふうな形になりますので、そういった制度を設けるというふうなことを周知する期間を十分にとりたいということで、今回、提案を申し上げまして、3カ月後の新年度から施行してまいりたいと、そういう内容のものでございますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

委員長 それでは委員の皆さまから御意見等ありましたらお出しをいただければと思いますけれども。

古畑秀夫委員 これから、いわゆる組合というか、職員に説明して、これに至るまでの流れを説明していくということですけど、少しどのような形で、この処分に至るまでの流れというか、そのようなものがわかりましたら、考えていること、今現在、もう少し細かく説明してください。

人事課長 本会議の中で議案質疑の中で鈴木議員さんの御質問にも、若干、流れ的なものを部長のほうから御説明申し上げました。その内容を再度申し上げたいと思います。先ほど申し上げましたように、まずは所属長のほうで各職員と面接をする際に、例えば目標を立てる中で、目標達成がなかなかできづらいというふうな職員がおった場合には、勤務実績の改善を図るための指導、注意を繰り返す行いわけですが、それによりまして、その職員に対しまして研修を実施する等のものを行いまして、その業務の改善を図ってまいりたいということで、改善が図られない場合につきましては、こういった分限となる可能性もあるのだよというふうな警告的なものも発してまいりたいということで、当然、本人から弁明の機会等も設ける形になると思いますし、先ほど申し上げましたように、そういったものを、ある程度の期間を設けて、きょうやって、きょう、その警告を出して明日改善されるというわけには、当然、いけないと思いますので、そういった期間をある程度設けながら本人に対する指導、それから、本人の改善の内容、そういったものを十分把握してまいりたいというふうな考えでおります。以上です。

古畑秀夫委員 その期間というのは、どの程度の期間を考えているかということと、もう一つ、今までは、病気で3年間とかという1つの期間が過ぎるとということだと思うのですが、そうすると、今までとは全く違って本当に勤務成績が良くないというふうにした職員は、この条例に基づいて降格なり、免職をさせてしまうということですか。なかなか成績がいい悪いというのは人によっても違うし、見るほうの側から見たときに、人によっても違うし、例えば、最近、いろいろなことであつた精神的な障害というか、そういう病気になられる方もいたりして、実際に、その職がその人にあわなくて休んでいるという話も聞いたことがあるのだけれども、そういったこととのかかわりとかというものは、なかなか難しいと思うのだけれども、その辺について、どのように考えていますか。

人事課長 委員さんがおっしゃるように期間の定め、いわゆる心身の故障による分限休職の場合には期間の定めがあるわけですが、これにつきましては、その職員の資質によりまして、なかなか統一的な期間を設けるというわけには、当然、まいらないかと思えます。内容的なものにつきましては、総務省のほうからも分限処分の指針というもの

も示されておりまして、この中にも様式的なもの、それから、そういった改善期間を持てる期間等も、各自治体のほうでもすでに、だいぶ実施している自治体もかなりありますので、そういったものを参考にしながら、職員の状況にあわせて期間というものを、ある程度の目安の期間を定めてまいりたいというふうに考えております。当然、その職員が、その職に向き不向きという部分もございます。これらにつきましては、何も分限処分の規定を設けるにあたりまして、そういったものをやるわけではなくて、今までも、そういった所属長のヒアリング等を通じまして、いわゆる適材適所的なものは加味してきているわけですが、当然、その職員のその職場における適正というものもあろうかと思っておりますので、そういった場合につきましては、当然、人事配置を考えて並行してまいりたいというふうなこともあり得ると思っておりますので、そのようなことで対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

古畑秀夫委員 これは、すでに鈴木議員のときの本会議のところで、19市中12市がすでに施行されているということですけども、12市で、このいわゆる施行後、こういう条例によって免職とか、降任されたというような事象を聞いていますか。

人事課長 それぞれの市に特に照会をかけているわけではございませんけれども、当然、先ほど申し上げましたように懲戒処分のように明確な事由があって、それによる処分を一発で出すというふうな内容ではございませんので、相当期間、その職員の改善、当然、その職員の改善というものは目的になりますので、相当期間は必要になってくると思っておりますので、ここにあります降任ですとか、それから免職というものは、あくまでも本当に最後の段階のものでありまして、こういったものを目指すわけでは本当にございませぬので、そういった事例というものは、当然、ないほうがいいわけですし、他市においても、そういった事例がいくつもあるというふうなことは考えにくいのですが、いずれにしても、そういった事例については、特に把握はしてございません。

総務部長 少し補足をさせていただきます。端的に勤務実績の不良というものはどういうものを言うかと言いますと、毎日のように初歩的な業務ミスを繰り返して作業率が非常に低い状況をやっているとか、無断欠勤とか、職場での無断離席を繰り返して上司の注意や指導にもかかわらず、さらには来訪者と同僚としばしばトラブルを起こす。そうすることによって本人の業務が停滞するというような、あるいは、同僚の職員の業務執行にまで悪影響を及ぼすと、こういう具体的な事例が起きたような場合には、国の指針では一定期間というふうに言われています。だから、そういうことを何度も何度も上司が注意したにもかかわらず直らないような場合につきましては、今、言ったような、人事課長が言ったようなことで、やっていくということですので、具体的な事例というものは、そのような事例だということで御理解をお願いします。

古畑秀夫委員 職員、そうは言っても、みんな試験を受けて一定の能力を持って来ているにもかかわらず、得ととか不向きもあったり、それから、実際に一所懸命やっているけれど仕事ができないということも、当然、能力差というか、そういうことであるものですから、職員の人たちなり、組合関係の人たちにもよく説明をして理解を求めながら、具体的に今後の流れというか、そういうことも説明しながらやってほしいというふうに思います。これは要望ですけども。

委員長 要望でよろしいですね。

古畑秀夫委員 はい。

白木俊嗣委員 今、総務部長も説明したので理解はするけれど、人事考課はいい。ただ、いいけれど、要は、一番心配するのは、何か見ていると好き嫌いで人事でも何でもやっているようなところが、私たちから見ると見える。それを

心配するわけです。例えば、もし副市長が気に入らなければ、意地悪していくらでもこの該当する事例というものが出てくると思う。それで、一番、私が最近感じるのは、昔は、私が職員の頃は、市長でも理事者でも何でもそうだけれど、ああでもないこうでもないと批判しましたね。今、職員を見ていると、理事者でも部長でも課長でも、若い職員が批判することがほとんどない。何か、それが、私たちが見ていると、やはり、行政というものは、みんながいろいろすったもんだ、もんでやるのが市政の発展だと思う。何か最近の職員を見ていると、みんな、お利口になったのか知らないけれど、理事者でも何でも批判をしない。それによって、要するに物を言うと端に寄せられるというようなところが正直言って見えるわけです。だから、そのようなものをこういうところで悪用されて、人事考課制度だと言ってやられたときには、職員も大変だと思うから、その辺のことは絶対にならないようにだけしてほしいと思う。

副市長 御指摘をいただきましたけれども、私どもから見ると、そういう状況は当然でしょうけれど、私どもではよく見えません。いろいろな会議をしても、前よりも会話の中ではいろいろな意見が出ていまして、そういう面では決して発言を押えているということもないですし、そういう面で理事者に遠慮をして発言をしないというようなことはないのでないかなと推察しておりますけれども、ただ、これは職員の皆さんにいちいち聞いたわけではございませんので、職員にもいろいろな考え方があって当然ですので、そういう中で政策や何かにつきましても、いろいろ意見を言っていて、それで間違いのない執行をしなければいけないものですから、そういうようなことは心がけているつもりです。昔、自分も若い頃よく、何て言いますか批判めいたことを言ったこともありますけれども、そういうことが今の職員に全くないのかどうかということは、私もつかんでおりませんので、できるだけ多くの職員の声を聞きながら、それをまた、いろいろなところへ生かしていきたいというぐあいな姿勢で、部課長等もあたっていると思いますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思います。

白木俊嗣委員 副市長がそう言えば安心するけれど、ただ事実、こうやって見ていると本当に理事者でもなんでも政策に対して批判する職員というものはなくなった。組合にしたって事実そうだから。私などと一杯飲んでいても、絶対に理事者の悪口だとか言わない。全てがよいということではないのだよね、理事者にしても。ああいうものを見ていると、やはり、私たちの頃には、市長でも何でもいけないことについては、ぼろくそに言ったものです。でも、それを聞いている側近の人たちが、皆、それぞれそれを理事者のほうに進言して直すところは直したりして、行政というものはすんなり回ったような気がする。何かこう見ていると、物言えば唇寒しで、みんな、職員もお利口になってきて、これが本当に市政の発展になるのかなという気がするもので、ぜひ、そういうことのないことだけは、これはそうあってほしいと思う。

委員長 要望でよろしいですか。ほかに。

金田興一委員 いわゆる分限の場合と、もう1点は、今、世の中も変わってきて心身の故障というものも、ここの職場にいたら何ともなかったけれども、向こうの職場に行ったら内容からいろいろなことで悩んでしまった。あるいは、適格性の問題も同じ問題があるのですが、そういう場合に、分限の前に、本人から降格願いたいものが出た場合、いわゆる分限と降格願いと扱いは、どのように考えるかということ。

副市長 分限と言いますが、実際にその職員で人事で張りつけても、その職場に適さないというような状況は現実にあります。それをどういうぐあいにやっているかということ、先ほど人事考課という話が出ましたが、今、人事考課制度をやっている中で、所属長がそれぞれの職員と、ことし、自分はこういうことをやりたいのだという目標を立ててもらって、所属長がそれに対してあなたはもう少し高度なことをやったらどうかとか、では、その計画どおりやり

なさいというようなことを一人一人と面談するようなことをやらさせていただきまして、そういう中で、自分はこの職にあわないということになれば、それは全部が全部聞けない組織の事情もございますけれど、できるだけその職を交替して違うところで発揮していただきたい、そのようなことをやっておりますので、現実には、大勢、550人近い職員を回しているわけですので、いろいろなタイプの職員がおります。私どもも550人がそれぞれの10の力以上を發揮していただきたいというように願っているわけですが、現実問題として10の力以上を發揮する職員もおれば、そこまで達しない職員もおるわけですので、できるだけみんなが力が発揮できやすいような、そういう職に人事配置で考えていくべきではないかなというようなことで人事の担当、人事課もできましたので、そちらのほうと話し合いながらやっているところでございますので、そういう面で、どうしても自分は、上の、例えば係長職になったのだけれど、係長職としてどうしても力が発揮できないのだということになれば、本人から降格願いとというものを出していただいて、それは係長職を取るようなこともやっております。これは分限処分ではなくて、本人からのお願いによって降格するようなことは、現在、やっております。そうではなくて、先ほど言いましたように勤務になかなか無断欠勤が多いとか、そういうようなことの中で、これは少し職にあわないのではないかなというような場合には、それは最後の手段として、この分限処分をやらさせていただくというようなことに、この条例ができればなるのかなと。ただ、しょっちゅうあることではないものですから、そういう機会がないことを願っているわけですが、回答になるかどうか。

委員長 よろしいですか。

中野長勲委員 庁内的で、こういった制度ができるということは、これは、やっていかなければいけないと思うのだけれど、庁内的にはこういった形で分限制度でやっていくのだけれど、例えば庁外の一般市民からいろいろとそういった話が出た場合には、どのような形で処分をしていくか。

人事課長 今の御質問は、一般市民のほうから、この職員はここは不向きではないかとか、そういったような指摘ということでよろしいでしょうか。

中野長勲委員 はい。

人事課長 正直申し上げて、かなり私ども人事課のほうにも職員に対する御要望的なものは、かなり寄せられております。その都度、当然、その職員なり、あるいは上司に対しまして、そういった御要望等につきましてはつないでおりまして、部分的に解決できるものであれば、それはそれで各担当のほうで対応していただいておりますけれども、やはり、かなりそういった回数が増えるといった場合につきましては、私どもでも本人から事情を聞いたりとかなというような機会を、当然、設けなければいけないと思いますし、この分限処分につながるかどうかという部分については、もしそういった改善ができるものであれば、当然、そういった指導書的なもので改善を求めるといふようなことも必要なことになろうかと思いますけれども、いずれにしましても職員に対する要望があったものにつきましては、必ず担当のほうにつなぐなり、当然、直接職場のほうに、住民の方からの要望等が行くこともあろうかと思いますけれども、そういったものにつきましては、できるだけ速やかに対応できるものは対応しますし、改善できるものはしたいという形で対応していきたいと思っております。

中野長勲委員 公務員になるには、なかなか難関を突破して入ってくるわけなのだけれど、やはり、一般の市民からの公務員に対する目は厳しいところが、たぶん、あると思います。この人事考課制度ができて公務員の人たちの人権の問題もあるけれど、やはり、市民の目もある程度汲み取っていただいて、これは慎重にやってもらわなければいけないと思うけれど、市民共々職員もいような形で進めていってほしいと思います。

委員長 要望でよろしいですね。

中野長勲委員 はい。

委員長 ほかにございませんか。ないので採決をいたしたいと思います。議案第1号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致によりまして可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に議案第2号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての議題を審議いたします。説明を求めます。

消防防災課長 議案関係資料の3ページをごらんください。議案第2号塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず提案理由でございますが、消防施設及び消防機材の充実並びに社会情勢の変化を踏まえまして、各分団の現状に即した消防団員の定員とするため、必要な改正をお願いするものでございます。

概要でございますが、消防団員の定員、現行960人から60人を減員しまして、900人に改正をいたしたいものでございます。なお、分団ごとの定数の改正でございますけれども、後ほど説明をさせていただきます。

3の条例の新旧対照表でございますが、これは次ページのとおりでございます。

4の条例の施行等でございますが、平成22年4月2日から施行したいものでございます。

4ページのほうをごらんいただきたいと思います。条例の新旧対照表になりますが、現行960人を900人と改正したいものでございます。分団ごとの改正の内容でございますけれども、すでに全協で御説明申し上げているところでございますけれども、再度、説明をさせていただきたいと思っております。まず塩尻分団につきましては200人から192人、減員が8人であります。片丘分団につきましては81人から78人、減員が3人になります。洗馬分団につきましては139人から133人、減員が6人。榎川分団につきましては190人から150人、減員が40人。本部を29人から26人ということで、減員が3人。合計60人を減員させていただくというものでございます。以上でございますが、よろしくお願いたします。

委員長 委員の皆さんより、質疑がありましたらお出しください。

古畑秀夫委員 施行日が4月2日ということは、何か意味があるわけですか。

消防防災課長 この4月2日につきましては、消防団員の団員の任期が2年任期になっておりまして、任期の開始日が4月2日になっております。これを変更しますと消防団員の退職報償金のほうに影響があるということでございまして、4月2日から施行させていただきたいというものでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。ないので採決をいたしたいと思います。議案第2号について、原案のとおり認めること御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致によりまして可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

委員長 次に議案第3号であります。塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

消防防災課長 議案第3号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず提案の理由でございますが、消防法の一部が改正されたことに伴いまして必要な改正をお願いするものでございます。

概要でございますが、引用している消防法の条項を改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、次ページで御説明申し上げます。

条例の施行等につきましては、公布の日から施行をしたいというものでございます。

次、6ページでございますが、こちらが条例の新旧対照表になります。右側が現行、左側が改正案になりますが、この条文の上から8行目のアンダーラインの部分、引いてある部分がございますが、この条項35条の7第1項の規定という部分がございますが、これを35条の10第1項に改めたいものでございます。なお、この条文につきましては、緊急業務の協力者についての規定でございます。以上でございます。

委員長 委員の皆さんから質疑がございましたら、質疑はないですね。ないので採決を行います。議案第3号について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 次に議案第4号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

人事課長 引き続き議案関係資料の7、8ページをお願いしたいと思います。議案第4号、まず提案理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものですということでございます。概要につきましては、ごらんとおりでありますし、3の新旧対照表につきましては、次の8ページのとおりでございます。

中身につきましては、わかりづらいかと思っておりますので少し説明を加えさせていただきますが、まずこの条例につきましては、議会の議員、その他非常勤職員が公務上、または通勤時の災害にあったときに補償をするという内容を規定したものでございます。災害補償に関しましては、正規職員につきましては、地方公務員災害補償法が適用されます。それから非常勤職員の一部につきましては労働者災害補償保険法、いわゆる労災ですが、この適用となります。非常勤職員のうち、この労災の適用されない非常勤職員全てにつきましては、議員のみなさんはじめ、この条例を適用して災害補償をするという内容になります。

この条例の規定の中身全般に国の準則に沿った内容のために本市には該当はございませんが、船員の部分に関しまして規定されている部分がございます。今回、提案理由にあります雇用保険法等の一部を改正する法律の改正に伴いまして、その非常勤の船員にかかわる部分について改正をお願いするものでございます。従来、非常勤の船員につきましては、船員保険法のほうでこの災害補償の対象とされておりました。今回の法律改正に伴いまして、船員保険法の対象か

ら非常勤の船員については、はずされてしまったために災害補償のよりどころがなくなってしまったわけでございまして、この条例によりまして、他の非常勤職員と同様、非常勤の船員につきましても災害補償の対象とする内容をこの条例で規定するというふうなことになります。改正文といたしましては、次の新旧対照表にありますとおりの統一の引用条例を改正する内容によりまして、対象としていくという内容でございますので、よろしくお願いたします。

なお、条例の施行につきましては、法律の施行にあわせまして来年1月1日から施行ということでよろしくお願いたします。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。何かございますか。

古畑秀夫委員 これは通勤途上の部分もということですね。交通事故や何かあった場合ということで。どこか途中、通常のルートではないところを少し用事があるって回って行って、途中で事故にあってしまったというような場合、当然議員の人もあちこち用事があるって、こっちに来るにしても帰るにしても、通常のルートと違うところを行った場合などの適用はどうなっているかお聞きします。

人事課長 通常の合理的な経路による通勤ルートというものが、今、委員さんがおっしゃるように通勤災害の適用になってまいります。通常の通勤ルートを、いわゆる逸脱したというふうな部分につきましては、最近では、若干、対象が緩和化されまして、具体的に申し上げますと、例えば帰りに夕飯のおかずを買って帰るとか、それから親が病院に入院しているのでそこへ見舞いに寄って帰るとか、そういった部分の、通常通勤する中でいわゆる用足し的な部分についても、そこで災害が起こった場合も通勤災害というふうな形で認められるような内容の改正になってきております。適用の内容につきましては、共通、この条例もそうですし、職員の地方公務員災害補償法もそうですし、通勤ルートの考え方につきましては、全ての適用の対象となる条例等と同じ適用内容となっております。以上です。

委員長 よろしいですか。

古畑秀夫委員 はい。

委員長 ほかにございますか。ないので採決をしたいと思います。議案第4号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第7号 監査委員の選任について

委員長 次に議案第7号であります。監査委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

人事課長 議案関係資料の15、16ページをお願いしたいと思います。監査委員の選任につきましてでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるという内容でございます。

概要でございますが、現在、監査委員は3人おります。この3人のうち識見を有する者のうちから選任しております足助信郎氏が平成21年12月25日に任期満了となることに伴いまして、関巨氏を新たに適任者と認め、選任しようとするものでございます。関氏の経歴につきましては、次の16ページのほうに内容がございまして、宗賀出身の61歳ということでございます。監査委員の任期につきましては、地方自治法197条によりまして4年の任期となっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 委員の方から御意見等ございましたら、お出しいただきます。

中野長勲委員 選任される方とは関係ないのだけれど、地域バランスというか、そういった同じ地区から今回の場合2人なのだけれど、地域バランスというものはどのように考えていますか。

人事課長 現在の3人のうち、代表監査員を大門地区の荻上弘美氏にお願いしてございます。また、議員選出の方につきまして中村努議員さんということで、今回の関さんは宗賀地区ということでございまして、それぞれの委員会の構成もそうでございますし、それから特例措置としてお願いしてございますほかの委員さん方も含めまして、一応、全市的に偏りがないような地域バランスのものを考えて選出してきています。以上です。

中野長勲委員 済みません、今、私は大門ということがわからなくて宗賀地区かなと思って、このような質問をしてしまって済みませんでした。そういった形でバランスがとれていれば結構でございます。

総務部長 今、中野委員さんから地域バランスの話がございましたけれども、実は前回でしたか、地域バランスも大事だけれども、そういうことを抜きにして全市的なほうから人を見たらどうかという意見もいただいておりますので、考慮はしますけれども、今、言ったような形も考えていきたいというふうに思っていますのでお願いします。

白木俊嗣委員 前任の足助さんは、何期いたわけですか。

人事課長 1期4年でございます。

白木俊嗣委員 辞める理由は、

人事課長 一応、本人がここで退任したいという意向のようでございます。

白木俊嗣委員 私は足助さんを良く知っていて、なかなか立派な人だと、それはとても理解するのだけれど、1期をやって、やっと油が乗っているときに辞めるというのは、これは、だけれども、今回はどうなるか知らないけれども、要は1期ばかりで辞められても困るのです。本当は、ある程度、2期やそこらはやってもらわなければ、これは、皆さんのほうで監査委員として選任するときに、上げてくるときに、ある程度、その辺のところを考慮してやらなければ、せっかく出てきて1期ばかりやって、やっといづらが行政がわかったかなという頃に辞めたいでは、どうかと思うけれど、どうですか。

総務部長 私も足助さんにはぜひやっていただきたいというふうにお願いしましたがけれども、本人が意思が固くてということでございますので、それ以上言えなかったもので、御本人の今後の人生設計もあろうかというふうに思いますし、その辺を考慮させていただいて人選をさせていただいたということです。

白木俊嗣委員 考慮はわかるけれど、足助さんは、私と親しくしている人なので、あの人が監査委員になったときにも、何で私みたいな年食った者をあれするかなと話があったのです。だったらもう少し若い人で2期、3期やってもらわなければ、行政というものは民間と違って経理でも何でもとても複雑なのです。それをきちんと考慮して人選しなければ、少しもいいことはないよ。

総務部長 そういうこともございまして、今度の方につきましては61歳でございますので、2期、3期まではどうかと思いますがけれども、1期よりはできるのではないかとお願いしたいと思えます。

白木俊嗣委員 少しいろいろと噂、本当かうそかわからないけれど、何かいづらか政党に関係しているという話を聞いたけれど、そういうことはないですか。

総務部長 そういう話も聞きましたけれども、私自身はそういうふうには思っておりません。

委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ないので採決をしたいと思えます。議案第7号について、原案のとおり

り同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもちまして同意をすることといたします。

議案第9号 字の区域の変更及び廃止について

委員長 次に議案第9号字の区域の変更及び廃止についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 それでは先に位置図の拡大したものを、今、用意してございますので、先に配らせていただいでよろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

総務部長 それでは、説明をさせていただきます。字の区域の変更及び廃止について。議案説明資料の20ページでお願いします。提案理由でございますけれども、今、広丘駅南の土地区画整理事業をやっておりますけれども、それに伴いまして区域内の字の区域を変更、あるいは廃止したいということございまして、これにつきましては、地方自治法の260条の第1項の規定によりまして議会の議決が必要だということでございますので、提案するものでございます。

概要につきましては、そこに書いてありますように、区域内の広丘、大字広丘野村の一部を大字広丘堅石に、それから大字広丘堅石の一部を大字広丘野村に変更したいと、こういうものでございます。内容的には、そこに書いてあります(1)のものが、アが1筆、イが2筆ということになります。(2)の字の廃止につきましては、そこにアとイと書いてあるとおりでございます。

それでは、位置図を、今、拡大したもので御説明をさせていただきます。引き出し線が書いてございます。この位置が、それぞれ広丘野村から広丘堅石に行く部分と、これが1筆です。その下に書いてある二重になっているところが、堅石から野村にいく1筆と、横線になっているところが、そこが162-5というふうに書いてございますけれども、それが1筆と、これが大きなところでございます。今までの境につきましては、これを真っすぐ上に上げていった線が境でございましたので、そういう形の中での変更をしたいというものでございます。ちなみに、地元地区への説明につきましては、平成20年の夏頃から区長会開催の前後に、堅石区長さん、野村区長、あるいは原新田区長の3者で打ち合わせをやっているということの中で、結果として野村区長さんにつきましては、趣旨を了解したということで返答をいただいているところでございますし、平成21年9月8日には第2回の組合理事会、19日に野村区の総代会、9月30日には、野村区長、あるいは市の建設課のほうとこの話をさせていただいたということでございます。

20ページに戻っていただいて、効力の発生日につきましては、そこに書いてありますように、換地処分の報告のあった日の翌日から発生するというところでございますので、今のところ、平成22年7月頃を予定しているというところでございます。ちなみに、塩尻市組合施行でやった、それぞれの組合がございまして、その状況を見ますと駅北の土地区画整理につきましては、議会議決を平成12年3月に受けまして、効力の発生したのは、1年後の平成13年3月というふうになっておりますし、広丘駅東の第二につきましても、平成16年9月に議会議決をしていただいて、平成17年12月ということで、結構、全部まで、効力を発生するまで期間がかかるということがございます。そういう意味で、今回、この12月議会で議決をお願いしたいということで、少しほかの区画整理と比べると日がないのではないかという話がございますけれども、筆数がほかのものに比べて少ないというようなこともございまして、そのような

形でございます。概略、以上でございますので、よろしくお願いたします。

委員長 質疑を行います。委員の皆さまから。

古厩圭吾委員 地名は、字の区域の変更はそれなりにわかるのだけれど、行政区的にはどういう形になりますか。

行政係長 行政区につきましては、堅石に入る形になります。

古厩圭吾委員 それで、そういう場合に、結局、字の地名とずれてしまうわけだね。いっぱいあるわけだ。少なくとも堅石の場合などは、私は、その地元というか感じているのだけれども、このような機会に、なるべくなら、ある種の一体感を持ったほうが、だから人によっては、例えば、原新田境の皆さんは、堅石原新田みたいな地名だと思っている人もいるね、間違いなく。そういうのを郵便局員あたりから聞くときがあるので。堅石原新田の何番地ってどこですかみたいなことを言われて、そのようなところはないという話をせざるを得ないのだけれども、そのときに行政区との一体感がないと。そういうことについて、これは、きょう決めるとかそういうことではないにしても、どのような方向を見ていく思いなのか、少し聞かせていただきたい。

総務部長 基本的には古厩委員さんのおっしゃるとおり、行政区と一緒にするのが一番理想だというふうに思っております。私どもも。行政サイドとしても、やはり、地元へ、そういう形のお願には、一番最初は行くのですけれども、どうしてもその辺のところ、少し意見の相違と言いますか、長く住んでいる方にしてみれば変わるということがどうしても納得していただけないというのが現実なものですから。基本的には、そういうふうに思っております。ぜひ、そういうふうにしていきたいと。今、古厩委員さんが言われるように、郵便局サイドからもそういうことは、当然、言われる話なものですから。そのようなことで答になったかどうかわかりませんが、気持ちだけはそういう気持ちで持っておりますけれども。あとは市民との接触の仕方だと思います。今まで積み残しになっているところ、そういうことだと思うのです。広丘のところは特に多いのですけれども、そのようなことでございます。

古厩圭吾委員 それはよくわかるのだけれども、例えば、こういう区画整理事業みたいなときに、1つの区画の形も変わっていったり、道路が入ったり、こういうタイミングが1つのきっかけだと思うのです。そういうときに従来どおりのところにだけ行くと、結果的としては、それがまた固定化されて、せっかく道があるのに、それは関係のないところに、それぞれの行政区境が入ってしまうわけだね。そういうこととの整合性を、このようなときの機会は、一番いい機会だと思う。そうでないと、うちの裏は違う地区だみたいなところがいっぱいあるわけ。周りも違うみたいな人で、1軒だけこっちだよみたいな人が出てきてしまっているのです。それは、今までのつきあいがあったり、いろいろして無理だとわかる。ただ、ここのところの場合は、ほとんど人家がないような部分がほとんどなもので、そういうときに1つの方向性は入れたほうがいいのではないのかなと思うのですが、こういう区画整理との兼ね合いはどのようなのですか。

総務部長 確かに機会とすれば、こういう機会を逃すと、できてから、また変更するというのは難しいと思います。ただ、先ほども、私、平成20年の夏頃からの話を少しさせていただいたのは、現課といたしましても、そういうことがあるかと思って地元と接触を重ねてきた結果、こういうふうになってしまいましたので、基本的には、今、私が先に言わせていただいたように、そういう機会をとらえてやるのが一番理想だと思いますので、今後あるかどうかわかりませんが、そういう方向でやっていきたいというふうに思いますけれども。

白木俊嗣委員 こんなことをやって何の意味があるのですか。私はわからないけれど。

行政係長 今まで大字につきましては、一応、図面のとおりにいきますと、真ん中に入っている線が大字境になって

おります。それにつきまして、街路の形にあわすという形になりますので、今ある境の、図面の右側部分につきましては、街路が右に入る形になります。街路の形にあわせまして、大字を分けるという作業をしております。ですので、上の大字広丘堅石部分につきましては、右側に道がつくという形になります。大字広丘野村へ行く部分につきましては、その左側に街路がつくという形になります。街路の形にあわせて大字を変更していくということになります。よろしくお願いたします。

白木俊嗣委員 そのようなことをしても、全然意味がない。高出もそうだけれど、高出の行政区の中に堅石という地番があって、本当に不自由をしている。こんなに簡単にできるものだったら、みんなしてほしい、あのところを。そのほうが、どのくらい行政区がしっかりして意味があると思うけれど、このような街路がどうのこうのなどと、全然意味がない、このようなことをやっても。誰が見ても、あれではないですか、この部分が野村から堅石に来た。このようなことが簡単にできるものだったら、高出の堅石地籍、あれを全部高出にしてもらえないか、できないのか。本当に不自由をしているのです。

副市長 ここのケースもそうだと思いますし、今までも高出のところについては、委員さんのほうからも言われて、堅石の二千百何番て全部堅石なのですよ、ただ行政区は高出なのですよ。いざ、やるということになると、いろいろな御意見がありましてまとまらないということなのです。広丘も堅石も原新田も野村もごちゃごちゃになっていまして、一応、行政区は決まっているもので、番地をあわせたらどうかということをやられて、地元で協議をしてくださいという話で、うちが強制的にできませんので、やっているのですけれども、なかなかまとまらないということ、いざとなると。だから、できないということです。

白木俊嗣委員 それは、うそだ。

副市長 いや、本当です。

白木俊嗣委員 それは、うそだ。高出では、とてもあれしているのです。高出の中には、郷原地籍もあるのです。あの線路の本当に少しのところ。それなら、副市長、いくらそのようなことを言っても高出にしてみれば、そのような、堅石が何かだて高出地番にしてもらったほうが、どのくらい良いかわからない。堅石の人だて、あの裏など堅石地番、本当にどちらか、線路なりなんなりできちんと分けてもらったほうが、どのくらい地元の者も良いかわからない。これを前に言ったときには、別な理由だったのだよね、できないという理由が。

副市長 住居表示と違いますね。

白木俊嗣委員 住居表示だ何だということにはね。

副市長 住居表示はできますよね。地番を直すって、やたらなことを言っははいけないですが、たぶん、野村の皆さんと堅石の皆さんと相当論議をされて、最終的にこうなったのかなと思います。地番を直すというのと、住居表示はまた少し違いますので、住居表示は別に置いておいていただきたいのですけれども、高出と堅石のときは、要は、堅石というのを高出に直すわけですよ。そうすると、たぶん堅石の皆さんのほうから、ちょっとどうかなという御意見が、たぶん、あったのではないかなというぐあいに思っていますけれど、その辺は、一番、委員さんが御存知だと思いますけれど。

白木俊嗣委員 あったとすれば、それは合併当時の話だ。今は、もう全然、違う。

副市長 最近ではないですか。

白木俊嗣委員 最近、古厩委員さん、そのような話はありませんか。

古厩圭吾委員 聞いてないね。間違いが起きると、堅石の人は、結構、また悪さしているねなどと言われて、私たちじゃないぞと言いたいくらい。

白木俊嗣委員 区の中でも、これは一番困っているわけです、正直な話で。だから、このように簡単にできるものだったら。

副市長 簡単ではないです。

白木俊嗣委員 この問題は簡単ではないですか。この地番が堅石から野村に行って、区長たちに話をして簡単に動くものだったら全部してほしいと思う。

総務部長 これは、先ほどの提案理由で説明したように区画整理でやっているところですので、ぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

白木俊嗣委員 区画整理だからって、理解できないから言っているのだ。そういうところがあるもので。

総務部長 だから、これは、これで、やってください。

白木俊嗣委員 反対するわけではないけれど、ただ、そういうところがあるから、そういうところもきちんとやってほしいということを言っているだけです。

金田興一委員 白木委員の関連で、なかなか、今の高出の堅石で終わる地籍の関係についてお願いする機会がないので、実は、私もたまたま前職の関係があって、今の住居表示の関係で、それは違うよということで納得していただいたのですが、なぜ高出に堅石であり、特に堅石の問題で、例を挙げて私のところはかなり強い要望というか、苦情というものがあったのは、1つは火事の時に、高出地籍のところでも火事があったと、自分のうちの裏が燃えていたと、だけれども、友人、知人たちは、堅石という地籍が頭にあったから、全然、よそだと思っていて、後日、謝りにとんできた。もう1つの例は、堅石という地籍、あそこは高出だけれど、堅石という地籍だということを知っている人が、広丘の堅石で火事だと聞いてとんできた。これは何とかしろということで、例を挙げて、何とか、今、白木委員が言ったような形のことを努力してもらいたい、こういう話が私にありましたので、たまたまの機会なので、なかなかお願いする機会がなかったので、そのようなことも参考にさせていただきたいなと。要望です。

委員長 わかりました。要望でありますので、委員の皆さんからそういうお話がありますので、また、今後、研究をしていただければと、このように申し入れしておきますので。

古厩圭吾委員 1点だけ、済みません。小字というか、字の関係ですけれども、これは、全市的なことをお聞かせいただきたいのだけれども、広丘堅石というのは大字だけれども、その下の、そのあとへ番地をつけているのと、例えば、下原とか小巾とか、そういうものを入れているところもあるわけだね。この辺は、統一されているわけですか、今は、いわゆる小字というのは使っていないわけですか。その辺はどうなのですか。

行政係長 現在、小字につきましては、使っているケースはなくなってきております。区画整理等の際につきましては、小字を廃止するというようなことの中で、小字は廃止をしてきております。大字の表記が主に使われています。

古厩圭吾委員 小字は、なくなってきていることは、ある可能性もあるということですか。

委員長 もう1回。

行政係長 登記上につきましては、小字は残っております。

古厩圭吾委員 残っている。

行政係長 登記簿謄本上では小字は全部残っております。ただ、こういった区画整理等によりまして、地番等を振り

直す場合につきましては、小字を廃止いたしまして、大字の後に地番を付けています、というような形になっております。

古厩圭吾委員 現実に見ると、例えば、小字は入っているけれども、小字を抜いても同一番号にはならないと思うのです、たぶん。だから、これは、例えば場所を特定するために小字が、今現在の感覚ではあるのだけれども、というのは、これが入っているほかに、例えば名簿の整理みたいなことをするとめっちゃくちゃ入ってくるわけです。そういうことをある種の統一感を持ってやるなら、同じ地番をつけたら、同じ番地が同じ大字の中に2つ出てくると言えば問題があるのだろうけれども、もし、それが無いとしたら、その辺については、ある種の考え方を、これからつくっていくべきではないかと思うが、どうですか。

委員長 答弁できますか。どなたか。1つとしては、要望ですよね。どこかで答弁しますか。

少し待ってください。ここでストップして10分間休憩しますので、10分間休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

委員長 時間になりましたので、再開をさせていただきます。

総務部長 今の件につきましては調べておりますので、また、後ほど答えさせていただきます。

委員長 これは、議決とは、また別でいいですね。

古厩圭吾委員 私は、いいです。

委員長 よろしいですね。ほかに。

小野光明委員 地籍調査の関係と言いますか、法務省のほうで電子申請の関係で、見直し等が進んだ場面があったと思いますけれども、いわゆる住居表示と言いますか、地籍調査を計画的にやったりなどしているのですけれども、市の状況はどうなっているかわかりですか。

委員長 担当者はいないですか。

小野光明委員 というか、電子申請というか、たぶん、区切って電子申請をする際に、例えば、小字を整理したりとか、そういうことが北小野は2年前か3年前にあったのですけれど、それにあわせて小字をなくして、1万番台をつけるとかというような見直しが行われたのですが、市内でも、そういうことは順次やっているのではないかと思うのですけれど、わかりましたら、電子申請にあわせて整理するというか。

委員長 どなたか担当者。

総務部長 その件については、よくわかりませんので、調べさせていただいてお願いします。

委員長 その辺、直接、議題に関係ないですね。あとでよろしいですね。ほかに、よろしいですか。

それでは、質疑がないので採決を行います。議案第9号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致によりまして可決すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻情報プラザの指定管理者の指定について

委員長 議案第10号塩尻情報プラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

情報推進課長 それでは、議案関係資料22ページをお願いします。議案第10号塩尻情報プラザの指定管理者の指定について。提案理由ですけれども、塩尻情報プラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要としまして、塩尻情報プラザの指定管理者に次の者を指定するものです。施設の名称、塩尻情報プラザ。施設の所在地、塩尻市大門八番町1番27号。指定の相手方、長野市新田町1137番5号。株式会社NTT東日本-長野、代表取締役社長立花研司。

指定の期間ですけれども、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。なお、塩尻情報プラザの指定管理につきましては、平成17年から5年間の指定管理ということで、株式会社NTT東日本-長野に管理運営をお願いしているものでございます。塩尻情報プラザの施設管理のほかに、市内の光ファイバー網の管理等を行っておりますし、この関係で、民間事業者の管理ノウハウですとかネットワーク技術を利用して、情報プラザの、及び市内の情報基盤等の活用を図っておるところでございます。平成22年4月からの指定管理者の選定にあたりまして、10月に公募しましたところ、この株式会社NTT東日本-長野1者の応募がありました。11月5日に応募者のプレゼンテーション、それから事前調査等を行いまして、11月9日の指定管理者選定審査会に入りまして、指定管理者としてふさわしいものとして判断したということで、よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑を行いますか、何かありますか。

小野光明委員 指定管理者の関係ですけれども、判定内容、額等は、どうなっていますか。指定管理料の判定内容の額はどうなっていますか。

情報推進課長 内容ですか。

小野光明委員 ええ。

情報推進課長 指定管理料につきましては、主なものは人件費なのですけれども、そのほかにIT講座の開催の関係の経費、それから通信費、電気料、光熱水費、あとは、設備の中の法定点検等の点検費用、清掃費等でございます。一番主なものは、先ほども言いましたように人件費でございますけれども、一応、常駐の職員が6人、現在はおります。NTTのOB等の嘱託職員、そこでやっていた当時の嘱託職員等を含めまして6人という内容でございます。そういうところでよろしいでしょうか。

小野光明委員 額的には、金額的には。

情報推進課長 金額的には、人件費が約4,400万円くらい。それから光熱水費が520万円、清掃関係の業務が125万円。それからあと空調機器の、あるいはエレベーター、電気工作物等の法定点検委託料、警備委託料、ネットワーク機器の補修費用等が769万円余、設備の借上料、パソコンのリース料ですとか、機器のリース料等が310万円余、通信費が630万円余等となっております。

小野光明委員 合計は。

情報推進課長 合計ですか。総合計は7,500万円余でございます。7,560万円くらい。

小野光明委員 5年間で前期と比べてどうなのですか。金額的に。

情報推進課長 今までと比べてですか。内容としましては、今回、各集計につきましては、IT基礎講座が、情報プラザから市民交流センターのほうへ移る予定でおりますので、その分、減額となっております。今までの委託料ですと、だいたい8,000万円から8,100万円くらいになっております。

白木俊嗣委員 指定管理者はいくらだけれど、1者しかないというのが問題だと思う。競争にならないではないか。人件費で4,400万円と言うけれど、6人の職員で割れば700万円からです。その辺のところのチェックは、きちんとしているわけですか。ほかの施設の職員の人件費だとか、そういうものと比較だとか、そういうものをみんなしての、こういう額が出てきているわけですか。

情報推進課長 先ほどの前段のほうの応募者が1者という内容ですけれども、一応、応募資格としまして、電気通信事業法の電気通信事業者ということでやっておるものですから、内容とすれば、市内の光ネットワークの管理、そういうものがありますので、そういったことで、ネットワークの管理を24時間、365日体制で、監視、また、障害があったときの対応等をやるような形でありますので、人件費等につきましても、そういった部分も含めておまして、ただ、情報プラザの施設を管理するだけではなくて、そういった部分というものがかなり大きくなってきてありますので、そのような形で、考えております。

白木俊嗣委員 今、天下りだ、何だかんだと問題になっている。これは、NTTの関係でしょう。今、OBだと言うから、あえて聞くのだけれど。だけれども単純に計算しても700万円以上のものを、みんな、1人に払っているわけだ。それを見ると市の職員だって700万円以上もらってれば、課長さんくらいではなければ700万円以上にはならないと思う。その中で、委託の額というのが妥当なのかどうか、それを同じ類似施設だとか、そういうところであるという調査してきて、それでこういう数字が出ているわけかと聞いているわけです。

情報推進課長 類似施設等の比較等は行っておりませんが、ネットワーク関係ですとか、技術的な部分等が入りますので、そういった部分も考慮しての金額ということで御理解いただきたいと思います。

白木俊嗣委員 それでは答弁になっていないではないか。ある程度そういうものをきちんと調べてこなければ、

協働企画部長 職員につきましては、一応、こういう体制になっております。館長、館長補佐、そのほかに一般の職員が4人、合計6人という形になっております。先ほどから課長のほうで申し上げておりますように情報プラザの施設の維持管理、これに加えて塩尻市市内に全線に敷設しております光ファイバー、これを昼夜管理しているという形になっていまして、これができる業者というものは本当に限られております。したがって、公募をするのですけれども、こうした施設管理と、また光ファイバーの管理と両方あわせてできる業者はなかなかないという状況なのです。実質的に、今回の議会でも指定管理の問題、だいぶ御指摘いただきましたけれども、もうかる施設ではないのです。使用料も約40万円くらいしか入ってこない。そういう中で維持管理料というものは、一定程度コスト削減してきますと、光熱水費というものは固定してきますので、それ以上は削減できないというような形の中でやってきていますので、特別この指定管理料が高いという形は、適正なのかなというふうに、これ以上、なかなか落とせないのかなということで考えていますので、済みませんけれど、お願いしたいと思います。

白木俊嗣委員 そういうところのチェックをきちんとしてさえばいいのだけれど、ただ、そうやって説明されると、先ほどの話を聞いていけば、NTTのOBだ何だかんだ6人とやられると、単純に計算しても、私が想像するに、今、言った館長だ、なんだかんだって、その人たちはある程度給料をもらうから、その下の嘱託の職員にしてみれば、600万円からのものを、もらえるものをもらっていると思うのです。その額が適正なのかどうか、早く言えば、1者しかなければ独占みたいなものなもので、その辺のところの管理監督をきちんとしていかなければ、それでは、今度、1者しかないからと言えば、その人に、実際はもっとかかるからと言って要求されれば、それで言われるままに払うしかなくなってくるのではないかと心配するわけです。

協働企画部長 御指摘のとおりでございます。人件費等につきましては、今後、十分に精査してまいりたいというふうに思います。ただ維持管理という面におきましては、これはNTT関連の会社なものですから、あそこにいるいろいろな設備機器があるのですけれども、本来なら古くなって更新しなければいけないというような場合には、その会社の使える機器を持って来てうまく運用してくれるとか、そういう努力もしていただいているという、影にはありますので、通常だったら、そこで600万円くらいする機器をずっと更新しなければいけないのを、ある程度持って来て、そこで、間に合わせながらやって努力もしてきていただいているという経過もありますので、済みませんが、よろしくお願いいたします。

委員長 よろしいですか。ほかに何かありますか。ないので、採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致によりまして可決すべきものと決しました。

議案第21号 塩尻市デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結について

委員長 続きまして、議案第21号塩尻市デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

消防防災課長 追加の議案関係資料のほうをごらんいただきたいと思います。議案第21号塩尻市デジタル同報系防災行政無線整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市のデジタル同報系防災行政無線の整備工事に係る請負契約の締結ということについて議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要でございますが、本市のデジタル同報系防災行政無線整備工事が目的でございます。方法等でございますが、一般競争入札を11月26日、参加業者8社で実施いたしました。その結果4億1,580万円で、5番目の相手方でございますが、愛知県名古屋市中区橘2丁目3番33号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社、社長東海林治氏と締結をしようとするものでございます。期限でございますけれども、4番目平成23年3月15日までに施行したいというものでございます。

工事の概要でございますけれども、これは、すでに全協で基本設計、あるいは実施設計等を御説明申し上げてきているところでございますので、概要だけお話し申し上げますと、親局設備を一式、これは消防防災課へ親局設備を設置いたしまして、本庁舎の南側にアンテナ塔を設置いたします。屋外拡声子局設備、これは市内全域に127式を設置させていただきます。戸別受信機設備でございますが、市内の公共施設、小中学校等に250式、設置をしようとするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは質疑に移りますが、何かございますか。

白木俊嗣委員 これはとうかいりん(東海林)でいいわけですか。あと、予定価格と、その入札の経過、資料を出してほしいと思うけれど。

委員長 その点、いかがですか。

消防防災課長 最初に相手方の社長の名前でございますけれども、確認をいたしまして、とうかいりん(東海林)とお読みするというところでございます。

入札の予定価格の関係でございますが、4億5,697万500円でございます。入札の経過でございますが、経過につきましては、執行をいたしております財政課の方から説明いたします。

財政課長 入札の経過につきましては、第1回目の入札におきまして。

白木俊嗣委員 委員長、もし、資料を出してもらえなら出してもらったほうが。

委員長 少し待ってください。資料の提供を言われていますので、資料を提供していただけますか。説明をしていただいで結構ですけれども。そのまま、よろしいですね。見ながらのほうがいいですか。

白木俊嗣委員 見ながらのほうが。

委員長 それでは、先に提出してください。すぐ出ますか。

財政課長 今、部数がないので、少し御用意をする時間をいただきたいと思います。

委員長 取りあえず来るまでよろしいですね。ほかにありますか。

古畑秀夫委員 全協のときに説明したように、当初は100ちょっとくらいで、かなり、あちこちで追加というか、屋外拡声器ですけども追加になっているわけですが、全協で、提案のとおり追加でという数でいいわけですか、127か、ちょっとお聞きしたい。

消防防災課長 最終的に127カ所ということで、11月の全協の時には、127式でお話をさせていただいております、その数でお願いしたいというものでございます。

中野長勲委員 この親局の設備だけれど、これは、今の保健センターの2階でやるということでもいいわけだね。

消防防災課長 現在の消防防災課にあります事務所、2階の南側になりますが、事務所と、それから会議室が南側にありますけれども、事務室のところに操作卓を置いて、設備器具を会議室の東のほうに設置をする予定であります。

中野長勲委員 今の消防防災課があそこで果たしているのかどうかというのだけれど、場所的に2階へ上がっていても奥まったところで、もっと飛び込んですぐ防災課というような感じになればと思うのだけれど、その辺はどうですか。

消防防災課長 この関係につきましては、たびたび中野委員さんから御質問をいただいておりますけれども、消防署から消防防災課へ移りましたのが平成20年4月でございます。まだ移って間もないですし、今、あそこに設置をして、これから、あそこを核に動きだすところでございますので、当面はあそこを核に防災無線、消防等を施行していきたいということでございます。なお、市民の皆さまは、確かに非常にわかりにくいわけございまして、2階は社協だけの事務所かなという理解も確かにございます。そのために玄関のところに大きな表示板を設置したりとか、2階の階段の上がり口に消防防災課の位置を示したりとか、そういう場所の案内を今後わかりやすくして、あそこを核に動いていきたいというぐあいに考えております。以上です。

委員長 よろしいですか。

中野長勲委員 しょうがないですね、そういうことなら。もっと消防防災課は、これから、もし災害というようなときには、奥まって矢印にしたがって行ったらそこが防災課だったというような、そのようなところでなくて、エレベーターから降りたらスパッとわかりやすいような、ここに消防防災課があるというようなイメージを、私は持ってほしいなと思います。要望です。

委員長 要望ということで答弁はいいですか。

中野長勲委員 答弁はもらいました。

委員長 もっと上の人に。それでは資料がまいましたので。

財政課長 今、お手元に資料のほうを用意させていただきました。入札経過書ということで、お配りさせていただきました。ごらんのとおり第1回入札ということで、落札3億9,600万円。これは消費税抜きの額でございます、消費税を含めると議案のとおり4億1,580万円ということでございます。以上でございます。

白木俊嗣委員 これは、落札率はどのくらいか。

財政課長 90.99%でございます。

白木俊嗣委員 これを見ると、この人の売上原価でないかと思うくらい安いですね。その次の人と比較しても7,000万円くらい違います。落札予定価格というものを、今、聞いてわかるからいいけれど、ただ、私たちは たまたまこの関係の人から変なうわさも聞いた。それを聞くと、あまりにもこの落札価格が、そのすぐ上でも約4億7,000万円、こうやってみると4億円以下はこれ1社しかないわけだね。入札だからしょうがないと言えば、そういうことだと思うけれど、ただ、これだけ価格の差があって本当に予定しただけのものが買えるかという心配もあるし、そのいろいろうわさというものは、うわさにすぎないかもしれないけれど、真実性のあるうわさもうわさで流れているから。そうは言っても予定価格が漏れたということはないと思うから、それなりに理解はするけれど、ただ、これで、実際に予定しただけのものが入るかどうかという、それはどうですか。

消防防災課長 この設計につきましては専門家の高度情報映像センターに委託をしまして、基本設計から実施設計まで詳細に組んでいただいたものでございます。この業者は県内でも実績のある委託業者でございますので、決してそのようなことはないというぐあいに理解をしております。以上です。

白木俊嗣委員 その委託業者というものは、見積もりをしてもらうのにどのくらい払うわけですか。

消防防災課長 係長のほうから答弁いたします。

防災係長 調査設計業務委託、昨年1月に入札いたしまして、今年、10月いっぱい期間で242万円でございます。

白木俊嗣委員 241万円ね。

委員長 242万円。

白木俊嗣委員 委託料というものは、この予定価格の何パーセントというような、あれがあるのではないですか。そういうものはないわけですか。

委員長 その点いかがですか。

白木俊嗣委員 例えば、建物の設計や何かのときには、設計料いくらというような、何パーセントという決まりがあるのだけれど。

消防防災課長 建築工事の委託の場合は、そういう設計施工額の何パーセントが、だいたい業務委託の費用だということによって決まっておりますけれども、私どもの防災行政無線の場合は、そういった一定の率というものが定められておりませんし、参考の単価、率というものもございませんので、あくまで業者の企業努力等によって入札し、実行していただいているということでございます。

白木俊嗣委員 皆さんが、この委託した先が信頼おける業者と言うから、あえて聞くのだけれど、やはり、何でもそうだけれど、設計なり、いろいろ見積もりだとかした場合には、率がみんなあるのです。この額を見ると240万円とあまりにも低いもので、本当にその業者が、その見積もりが本当に正当な正しい見積もりをしたかと疑いたくなる。だ

からあえて聞くのだけれど。入札した結果が、一番低い人と、その次の人で7,000万円くらい違うでしょう。4億5,000万円の予定価格で7,000万円からという額は、相当な額だと思わないですか。なぜ設計された額が、委託した先が、正しいものが出ているかどうかと心配するわけです。問題ないね。あとで問題が起きることはないね。

消防防災課長 この業者は、先ほどもお話をしましたけれども、県内でも施工実績のある設計業者でございますし、全国的にも実施をしてきている業者でございますので、間違いのないものということで理解をしております。以上です。

委員長 よろしいですね。

総務部長 私は入札執行者でございますので、一言だけ言わせていただきますけれども、一発で落ちましたけれども、これは一番安いところが、今、言いましたように落札ということになっておりますので、私は、適正に執行をさせていただいたということだけ、ここで言わせていただきます。

委員長 ほかに。

小野光明委員 親局が保健センターの屋上にできるわけですね。そうすると、すぐ東にNTTの基地局があって、いろいろ電波関連があると思うのですが、災害のときに、いわゆる電波の混信とか、そういう技術的に、わかりませんけれども、そういう混信の心配とかはないですか。

消防防災課長 実は、委員さんがおっしゃるように、確かにNTTのアンテナ塔が保健福祉センターの北側にございます。私ども防災行政無線に絡みますアンテナ塔を、実は保健福祉センターの敷地の中で設置をしようかということを検討いたしました。当初、保健福祉センターの北側に駐車場がございますけれども、こちらのほうへアンテナ塔を立てたらどうかということで実は計画をしておりました。それで検討をしたところ、近くにNTTのアンテナ塔があるので、周波数帯が異なりますので支障はないけれども、万が一のこともあるので、その近くの場所でなくて、ここから離れた位置のほうが適当ですよという専門家の意見をお聞きしましたので、防災行政無線のアンテナ塔につきましては、本庁舎の敷地の南東の庭のところに設置をして、災害時に影響のない場所に設置をさせていただきました。したがって、災害時にNTT回線と混線をするとということはないと思っております。以上です。

小野光明委員 それと高さの関係ですが、いわゆる、地域によっては、直接電波が届かなかったり、中継しなければいけなかったりしますが、その辺はどうなっていますか。

消防防災課長 高さ、アンテナ塔の高さでよろしいでしょうか。

小野光明委員 あと、中継の関係。

消防防災課長 市の防災行政無線で本庁舎のところへ建てますアンテナ塔につきましては、30メートルの高さのアンテナ塔を予定しております。この高さは本庁舎の5階ですけど、5階から10メートルくらい上がったところの高さになります。おそらくNTTの高さとほぼ同じくらいの高さになります。

それから、屋外拡声子局の127カ所設置する高さでございますけれども、これにつきましては、15メートルの高さで鋼管柱を設置をいたしまして、その上に拡声のためのスピーカーを設置をするという計画でございます。再送信子局を3カ所つくりますけれども、これも同じ高さ、15メートルの高さで予定をしているところです。以上です。

中野長勲委員 工事が始まるについて、この地元の企業というか、工事をやる企業に何かメリットがありますか。例えば、工事の土木工事をやるとか、材料の供給をするとか、そういったようなメリットは見られますか。

もう1回。今まで、このナショナルパナソニックシステムというのは、この近所でも実績があると言うのだけれど、その実績のある中で地元の業者なり、材料なり、そういったものが、どのくらいメリットがあるか、もしわかれば。

消防防災課長 その辺までにつきましては、研究しておりませんので、お答えができません。

中野長勲委員 では、いいです。これだけ、たぶん、名古屋市から来るのだから材料から何から、それから工事人、そういった人たちが来て泊まることも、たぶん、あると思う。できるだけ、地元で還元していただけるような形で、また、地元もそれなりに協力していかなければいけないと思っているけれども、それは、要望しておきます。

委員長 要望でよろしいですか。ほかにございますか。ないようですので採決をしたいと思います。議案第21号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致によりまして可決すべきものと決しました。

ここで休憩をしましてお昼に入りたいと思いますが、委員の皆さんには、下の駐車場でテントの視察ですか、これをお昼の前にしたいと思います。このまま下へ降りていただくと、よろしくをお願いします。10分が15分。それで昼を午後1時15分にしますか。

健康づくり課長 済みません、午後12時40分からでも構いませんので。御飯を食べてからでも結構ですが。

委員長 皆さん、どちらにしますか。12時40分。それでは食べたあとにしますか。そのほうがいいですね。午後12時40分頃。

健康づくり課長 そのようにお願いします。時間は40分でよろしいでしょうか。

委員長 40分でいいでしょうか。いいですね。それでは、始まりは、午後1時15分しておきますか。午後1時15分に再開と、そういうことにしておきます。40分ね。

午前11時55分 休憩

午後1時15分 再開

委員長 それでは、休憩を解きまして再開をしたいと思います。

総務部長 先ほどの古厩委員さんのお話、答えさせていただきます。係長のほうから。

行政係長 先ほどの第9号の御質問に答弁させていただきます。現在の住所の表示に小字が表示されていない理由につきましては、昭和33年9月28日市設置議決に基づきまして昭和34年3月25日協定による大字の設置に基づきまして、住民基本台帳の上では、小字の記載はしておりません。また、大字の変更及び小字の廃止につきましては、地方自治法第260条の規定に基づきまして実施されているものであります。長野県の字の変更に関する手引きによりまして、その要件といたしまして、土地改良事業を実施した場合、土地区画整理事業を実施した場合、国土調査を実施した場合、境界変更により他市町村の区域が編入された場合、新たに生じた土地を確認した場合、その他、大規模な宅地造成、飛地の整理等市町村の行政上の必要がある場合などとされております。図面の閉鎖などの要因が必要であり、そのような要因がない場合につきましては、新しい地番の振り直しはできないものとされております。

委員長 よろしいですかね。

情報推進課長 関連しまして、小野委員さんのほうから御質問のありました電子化に係る部分でございます。法務局の紙ベースの台帳をコンピューター化する際に北小野地区におきましては、伊那の伊という頭文字でございますが、これが番地の頭についておりまして、伊3千番1というようなケースになっておりました。コンピューター化する際に、漢字ではいけないということで、全部数字にしたいということで、法務局のほうで、この伊に変えて数字の1を頭にも

ってきました1万番台の数字にしたという経過でございます。小野地区においても同様に、筑摩の筑ですけれども、これをやはり数字に変えているということで、該当しているのはその北小野地区だけでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

議案第13号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費1項社会福祉費9目国民健康保険総務費、4項国民年金事務費、4款衛生費(2項清掃費を除く)、9款消防費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正

委員長 引き続き審査に入りたいと思います。議案第13号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。説明を求めます。済みません、ページを言って、申し訳ないか説明をしてください。

人事課長 議案第13号、別冊の補正予算第5号ということでお願いしたいと思います。歳出からでよろしいですか。

委員長 はい。

人事課長 歳出からということで、別冊の22ページをお願いしたいと思います。各課からの説明に入ります前に22ページ以降の算出補正予算全体をとおしまして、人件費につきましては、多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうから、その内容につきまして、まず一括して御説明申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は省略させていただきますので、御了解願いたいと思います。

人件費につきましては、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた改定を行いまして、御案内のとおり、議員の皆さまを含めました特別職の期末手当並びに一般職の月例給及び期末勤勉手当の引き下げによりまして、給与全体としまして減額補正となっております。これに、本年度中の人事異動に伴いました内容を加味いたしまして年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費、それから嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものであります。

なお、給与等にかかります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員の社会保険料につきましては、当初予算編成時よりも負担金率、または、保険料率がそれぞれ上がっているため、基本的には増額補正をお願いしてございます。全体を通しましての人件費関連につきましては以上でございます。

改めて22ページをお願いと思いますが、中段ほど総務費の一般管理費の中で、中間ほどの白丸で特別職給与費がございまして、こちらのほうで、特別職の給料を142万6,000円ということで減額をお願いしてございます。これにつきましては、先の固定資産税等の口座二重引き落としミスに伴いまして、9月に条例改正をいたしました市長、副市長、収入役、それぞれ10分の3を2カ月間、10月、11月でございますが、減額した分の減額補正でございます。

税務課長 続きまして23、24ページをお開きいただきたいと思います。24ページの説明欄、上から2つ目、2項2目でございます。還付金につきましては、現在、8,100万円の予算に対しまして残高が300万円余、還付加算金につきましては、同じく400万円の予算に対しまして100万円を割り込んでいるという状況でございます。年度末まで、まだ期間がございまして、過去の状況等を踏まえまして、ごらんいただく数字の増額補正をお願いしたものでございます。以上です。

委員会事務局長 引き続き23、24ページ、及び25、26ページをお願いいたします。4項の選挙費中3目衆議院議員選挙費でございますが、8月30日に執行されました衆議院議員総選挙の執行経費におきまして、選挙費委託金の内示額にて、それぞれ計数整理をしたものでございます。

次、その下にございます4目の財産区議会議員選挙費でございますが、任期満了に伴う洗馬財産区議会議員一般選挙が7月12日に執行予定でありましたが、無投票となったため事業費の確定に伴いまして、不用額を減額するものでございます。以上でございます。

市民課長 続きまして、31、32ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費でございますが、32ページの3つ目の丸でございますが、社会福祉費事業繰出金でございますけれども、国保事務に従事する嘱託員1人分の報酬を国民健康保険事業特別会計に繰り出すものが主な内容であります。詳細につきましては、議案第14号で改めて御説明させていただきます。以上です。

健康づくり課長 私のほうは37、38ページをごらんいただきたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費になりますけれども、38ページの上から2つ目の白丸になりますけれども、保健衛生繰出金61万1,000円がありますけれども、これは、人件費にかかわるものとして国民健康保険檜川診療所事業の特別会計へ繰り出すものが主な理由であります。議案第17号で改めて説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

同じく同じページの下から2つ目の白丸、健康増進事業につきましては、国の施策であります女性特有のがんの検診事業につきまして、検診受診者が無料クーポンを配布したものが、配布する前に受診したため償還払いが発生しましたので、その科目の組み直しをしたものです。予算の増減には関係ありませんのでよろしく申し上げます。以上です。

生活環境課長 次のページをめくっていただいて、39、40ページをお願いしたいと思います。中段の環境保全費の地球環境保全事業でございます。新エネルギーの導入普及事業補助金でございますが、当初、395万円の予算をお願いさせていただいてございますが、申し込み等がございまして、10月現在、ソーラー発電につきまして45件、太陽熱10件、薪ストーブが8件、これに基づきまして予算が足りなくなりまして、ソーラー発電がプラス16件、太陽熱の関係が1件、ペレットストーブが2件ということで、補正122万円をお願いするものでございます。なお、10月に補正をお願いしてございまして、11月の電力の売電の関係がございまして、やはり、申し込み等殺到しております。今の段階では、ソーラー発電につきまして15件の申し込みがこれ以外にございます。トータルでは、ソーラー発電が申し込みの中では4月からのでいきますと79件、太陽熱が3件、薪ストーブが16件、それとペレットストーブが2件ございます。それに基づきまして、今回、補正を122万円お願いするわけですが、この予定で行きますと、3月にほぼ同額の補正をお願いするような形になると思いますのでお願いいたします。

なお、財源のほうの39ページ、県5万円というものがございます。ペレットストーブにつきまして、県の森のエネルギー推進事業補助金の5万円というものが10万円に要綱が変わりまして、私どもも10万円を補助し、それが、債務のほうで入ってきておりまして、今のところ、ペレットストーブ2件分を、今回、補正をさせていただいてございますので、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

済みません。その下の一番下にございます簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、先ほど人事課で話がありました人件費に関する不足分をここから繰り出しているものでございます。よろしく申し上げます。

消防防災課長 引き続き51、52ページをお願いいたします。9款消防費2目非常備消防費の補正をお願いいたします。説明欄の一番上、1つ目の白丸、団員等公務災害補償費54万5,000円でございますが、これにつきまして

は、消防団員の訓練中の負傷事故によります療養補償費について、今年度は4件あったわけでございますけれども、その不足分の補正をお願いするものでございます。なお、歳入で財源といたしまして、雑入で同額を災害共済基金から受け入れをしてございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上です。

委員長 以上ですね。それでは説明をいただきましたので、委員の皆さんから質疑がございましたらお出しただければと思います。

古畑秀夫委員 国の人事院勧告に基づいて減っているわけですが、総額では、一番後ろのところを見ればいいということですか、少し説明をお願いしたいと思います。

人事課長 ことしの、一番最後の63ページのほうに給与費明細書をお示してございます。こちらのほうで、1の特別職、2の一般職、それぞれに補正前の人員、あるいは給料月額等と補正後のもの、それと補正前、補正後の比較表という形になっておりまして、一般職で見ました場合に、(1)の総括の中で、給与費、共済費、合計という形で、最終的な比較増減につきましては、その合計欄の下のところまで、900万円余のマイナスというトータルになっております。こちらが総括表になっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありますか。

白木俊嗣委員 何もないから一言いいですか。

委員長 はい、どうぞ。

白木俊嗣委員 たまたま、今度は代表質問であったので、担当の部長がいるから聞こうと思うのだけれど、例の森川議員の代表質問で、駅の西側の照明灯の関係、あれを区のほうへみんなお任せするような話だったけれど、今度は駅の東に森の駅だなどと言って大々的に金をかけるのに、なぜ駅の裏のそれを区に負担させなければいけないのか、その辺が少しも理解できない。それは市が当然負担すべきものだと思うのだけれど、部長は、どのような考えでいるのか。

協働企画部長 本会議のときには、一応、防犯灯の立場としてはというような形でお答えをさせていただきました。その後、庁内的に研究、検討しまして、今、実は検討中なのですが、駅西広場の延長という観点で、何らかの市としての対策ができないかということで設置する方向で、今、検討しておりますので、願いをいたしたいと思っております。

白木俊嗣委員 それなら理解するけれど、山の山道まで防犯カメラをつけるなどという時代なもので、当然、それは行政がやるべきものだと思うので、ぜひ、お願いします。

副委員長 同じことですが、やはり駅に向かう方は、中心、公共施設に向かう方が多いわけです。駅前は大門地区であり、そこを通ってくる方は大門以外の方が通ります。街灯を希望しているのは特に大門周辺、駅の近くなのですけれども、本当に区長さん同士で、実際、現場の声を聞いて御苦労をさせていただいている様子、私も何度もお聞きしていますので、ぜひ、皆さん、市民が利用する駅周辺ということで、しっかりと対応をしていただきたいと思います。要望です。

委員長 要望だそうですね。前向きに取り組んでいただきたいと思います。お願いします。ほかによろしいですか。

副委員長 22ページの特別職のことで、先ほどお話がありました減給の件、1つ心配なことは、この口座引き落としの関係で、その方たちに、今回、迷惑をかけてしまったということの結果で口座引き落としをしている方が、引き落としの方法を変えとか、減ってしまったとか、そういうような事実はありますでしょうか。影響はどうだったのかお願いします。

収納課長 確かに、あの事件と言いますか、事務ミスが起こったあと電話での問い合わせがありまして、口座をやめ

たいというものが3、4件ありました。それは、事務局のほうでつかんでいる数字でございます。そのほかトータル的に、それでは、その事件で口座をとりやめたかどうかという、そこまではつかんでおりませんが、確かに3件ほどありました。以上です。

委員長 ほかにありますか。ないようですので採決をいたします。

〔「歳入」という声あり〕

委員長 失礼しました。元へ戻して、もう1度よろしく願いいたします。

財政課長 それでは、歳入と第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正につきまして、説明をさせていただきます。歳入につきましては、11、12ページからお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

12ページでございますが、普通交付税につきましては、今回、3,874万1,000円を充当いたしました。

次の行政財産目的外使用料につきましては、塩尻駅前の交番移転予定地の11月から3月の5カ月分の使用料38万4,000円でございます。

国庫支出金の自立支援給付費負担金につきましては、障害福祉サービス給付費の国の負担2分の1分で4,783万9,000円。知的障害者施設給付費負担金につきましては、該当する3施設につきまして、障害者自立支援法に適合する施設へ移行したことによりまして、国の負担2分の1分を減額するものでございます。なお、この移行による国庫負担分は、この上の自立支援給付費4,783万9,000円に反映をしております。児童扶養手当負担金372万6,000円につきましては、国の負担3分の1分でございます。生活保護費負担金6,868万8,000円は、同じく国の負担4分の3分でございます。

子育て応援特別手当補助金につきましては、国の事業執行停止によりまして、全額減額するものでございます。セーフティネット支援対策等事業費補助金6万8,000円は、生活保護システム改修費の補助金でございます。母子加算の付加する分のシステム改修でございます。

次のページでございますが、商工費補助金のうち市街地再開発事業補助金（塩尻駅南地区）につきましては、現況測量等の事業費確定によりまして、630万円を減額するものでございます。その下の2,110万円は、再開発準備組合の負担分3分の1につきまして、今回、全額補助金が追加となりましたので、この分について、そっくり追加とするものでございます。暮らし・にぎわい再生事業補助金（大門一番町地区）につきましては、ウィングロード事業計画策定費の補助金60万円でございます。

道路橋梁費補助金のうち、地域活力基盤創造交付金は、堅石通学線と川岸線の事業費の確定に伴いまして、390万円を減額するものでございます。狹隘道路整備等促進事業補助金450万円につきましては、今年度、新たな補助金でございまして、幅員4メートル以下の道路整備に充当するものでございます。

小学校費補助金につきましては、太陽光発電の国の第2次募集分で認定されました3校分の補助金でございまして、学校づくり交付金につきましては、基準額2分の1で3,492万円。臨時交付金につきましては、基準額の40%で2,793万6,000円でございます。

その下の中学校太陽光発電につきましては、同じく第2次認定分でございます。西部中の分の補助金でございます。その下の丘中学校耐震改修につきましては、実施設計の結果、工事業費及び管理委託料を増額することに伴います補助金の増額ということでありまして、その下の丘中学校耐震診断につきましても、これは交付金でございまして、100分の27.5%でございます。中学校太陽光発電につきましては、公共投資臨時交付金で931万2,000円ござ

います。

次、県支出金でございますが、知的障害者施設給付費負担金につきましては、該当する3施設につきまして、先ほど申し上げました障害者自立支援法に適合する施設に移行したことによりまして、県の負担分でございます、4分の1を減額するものでございます。302万2,000円でございます。自立支援給付費負担金は、障害福祉サービス給付費の県の負担4分の1分で、2,391万9,000円でございます。

タイムケア事業補助金は、2分の1補助でございます、97万4,000円。障害者自立支援対策特別対策事業補助金は、県のほうの補助メニュー変更対応分でございます、55万7,000円でございます。

森のエネルギー推進事業補助金は、先ほど説明にありましたペレットストーブの補助金の増額分でございます。

次のページの中山間地域等直接支払交付金の3万3,000円につきましては、事業費確定によるものでございます。公的森林整備事業補助金2,150万円につきましては、事業主体が木曾広域森林組合から市に移行となったことに伴いまして、県の補助金を計上するものでございます。

衆議院議員選挙費委託金につきましては、経費の確定により減額をするものでございます。

商工費寄付金の500万円につきましては、エプソンアヴァシスの社長さんの御遺族からの寄附金でございます。

財産区議会議員選挙費繰入金につきましては、総合財産区選挙が執行とならなかったことにより減額するものでございます。

前年度繰越金は3,705万円を今回充当いたしまして、これで全額充当という形になります。

次のページの預託金元金につきましては、中小企業融資あっせん資金分でございます。

農業者年金受託手数料8万8,000円につきましては、農業者年金基金からの受託手数料の追加でございます。

奈良井川土地改良区総代選挙繰入金7,000円につきましては、その事務手数料分でございます。鳥獣害防止総合対策交付金200万円につきましては、猿の追い払い事業について、国の鳥獣防止総合対策推進交付金、これの対象になったため、今回補正するものでございます。保証料補給金返還金600万円につきましては、中小企業融資あっせん保証料補給金の返還金でございます。消防団員等公務災害補償金につきましては、先ほど説明した共済基金からの保険金でございます。

一般補助施設整備事業債、塩尻駅南地区につきましては、現況測量、基本設計の事業確定により減額となるものでございます。済みません、市債でございます。それから、合併特例事業債（暮らし・にぎわい再生）につきましては、ウイングロード再生事業計画の策定委託料に係る起債分でございます。80万円でございます。

次のページの過疎対策事業債（道路）につきましては、上の部分につきましては、川岸線の事業費確定に伴い減額するものでございます。合併特例事業債（道路）につきましては、堅石通学線の事業費確定に伴い増額とするものでございます。

学校教育施設等整備事業債（小学校太陽光発電）は、国の2次募集分の3校分のものを追加したものでございます。その下の丘中学校校舎につきましては、耐震改修工事費の増額に伴う起債の増額でございます。中学校太陽光発電につきましては、国の第2次募集分、西部中学校でございますが、これを追加するものでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。これにつきましては、保育園の給食調理業務委託につきまして、来年度は、ここに記載してございます宗賀中央、吉田ひまわり、妙義保育園、これにつきましては更新でございます。新たに片丘北部保育園につきましては新規で業務委託をいたしますが、来年度4月から

実施するための準備が必要となりますことから、入札、契約行為を事前に行うため、債務負担行為を先にさせていただくものでございますので、よろしくお願ひいたします。

次のページをお願ひいたします。第3表地方債補正でございます。上の表で変更、下で追加ということになっていますが、先ほど歳入のところでお説明させていただいた内容に基づきまして、それぞれの限度額の変更及び追加をするものでございますのでよろしくお願ひをいたします。以上でございます。

委員長 歳入全般の説明をいただきました。これより質疑を行います。御意見、質問ございますか。

白木俊嗣委員 12ページの生活保護の関係、このようなあれがだいぶふえているけれど、今、どのくらいあるわけ、どのくらいふえたのですか。

財政課長 比較がことしの9月末と昨年の9月末の比較になりますのでよろしくお願ひいたします。昨年の9月末で、181世帯264人でございます。これに対しまして、ことしの9月末が209世帯308人ということで、28世帯44人の増加でございます。以上でございます。

白木俊嗣委員 そんなにふえてないね。いいです。

委員長 いいですか。ほかにいかがですか。

中野長勲委員 関連で。この生活保護が、今、申請すれば当たり前というような感じだけれど、やはり申請の段階で、ある程度審査はやるのですか、その辺のところを少し説明してください。

財政課長 担当課でないものですから、財政の立場になりますが、当然、審査はしております。当然、国の負担金に基づいて行っているものですので、国の基準に基づいて、そのまましっかり審査しております。以上です。

中野長勲委員 そうだろうと思うけれど、白木委員さんの言われた、去年よりもふえている。そして、今、風潮が申請すればもらえるのは当たり前ということにならないように、担当課もそうだけれど、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

委員長 ほかにいかがですか。

白木俊嗣委員 これを聞いていたら、うちには旅行者と言うか、よく都会へ行けばいいでしょう、あのような者はいないですか。

財政課長 何人かいらっしゃいまして、通常の場合ですと、要は旅行者、法に基づいて、次の塩尻から次の行く駅までの基本として電車賃を、一応、国のお金で出すような形になっております。ですので、名古屋方面に行かれるのか、東京方面に行かれるのかを確認して、そこでお出するというような形になっております。

白木俊嗣委員 言い方を間違えました。平日、都会へ行けば、いいでしょう。

〔「ホームレス」という声あり〕

白木俊嗣委員 ホームレス。そういう人は塩尻市にいるわけですか。聞いてもわからないか。いいです。

財政課長 担当が違いますので。

委員長 ほかにありますか。よろしいですか。それでは、議案第13号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致により可決すべきものと決しました。

議案第14号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 次に議案第14号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第14号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。この補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ274万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,253万1,000円とするものであります。事項別明細書により歳出から御説明申し上げますので、9、10ページをお開きいただきたいと思います。9、10ページでございますが、1款総務費でございますが、1項総務管理費につきましては、先ほど議案第13号でも触れさせていただきましたけれども、保険給付分の支給事務に携わります嘱託員1人の報酬並びに社会保険料の追加をするものであります。

2項の徴税費につきましては、先ほど人事課から説明がありました人件費に係ります増額分ということですのでお願いしたいと思います。

続きまして歳入の御説明を申し上げますので、7、8ページをお願い申し上げます。先ほど申し上げました歳出予算274万7,000円全額につきまして、一般会計からの繰入金を充用するものであります。以上であります。

委員長 質疑を行います。いかがですか。ありませんか。

ないので採決を行います。議案第14号について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致により可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 引き続きまして、議案第17号平成21年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 議案第17号をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、国民健康保険榑川診療所の特別会計補正予算ということで、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、総額をそれぞれ9,954万7,000円とするということで、ページですけれども、歳出のほうからまいりますけれども、9、10ページのほうに計上させていただいておりますように、1款総務費1項施設管理費及び医業費のほうで、それから1項医業事業費、それから職員給与費、嘱託員報酬につきましては、人事課から説明があったとおり確定するものです。

前のページの7、8ページをごらんいただきたいと思いますが、そこに先ほど13号議案のほうで説明しました繰入金61万1,000円。それから榑川診療所のほうの関係で、前年度繰越金が42万9,000円あるものですから、それを計上させていただいてトータルで104万円、ここで計上させていただいております。以上、説明を終わります。

委員長 委員の皆さまより質疑を行います。ないですか。

ないので採決を行います。議案第17号について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致により可決すべきものと決しました。

以上で、予定の議案は全て終了しましたので、請願、陳情のほうへ移ってきたいと思います。

請願12月第1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

委員長 それでは請願の審査に移りたいと思います。当委員会に付託をされました請願は3件であります。この3件について事前に文書表等、配付をされておりますので朗読を省きますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、はじめに請願12月第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願について、審査を行います。これについて、質問、御意見等ございましたらお出しただければと思います。

これについては、平成19年11月に改正案が政令で通っておりまして、来年の6月からは施行されていくというようなことではありますが、一足早く施行してほしいといった請願のようでもありますけれども、その点、いかがでしょうか。

これは他市の関係はどうですか。

議事調査係長 現在の状況ですけれども、他市、県下確認しましたところ受理が4市、そのうち採択が3市、審査前が1市、以上でございます。

委員長 そのようであります。いかが取りはからいましょう。

中野長勲委員 これは、請願者が長野県青年司法書士協議会ということは、若い年代の人たちの協議会から出てきたような気がするのだけれど、今、やはり、破産宣告だとか、要するに多重債務だとかというものは、結構、そのくらいの年代の人が被害を被っていると思うのです。それとか、本当に零細企業の社長というような感じだと思うけれど、やはりこの世の中、こういった貸金業がなければ貸金業も成り立たないし、そうかと言って、また、中小零細の小さい会社の人たちは、本当にお金がほしいときに間に合わないというようなことで、果たしてこれが、全くこのとおりになってしまうということは、例えばの話、お金がなくて会社が続かないというときに、小さい会社同士で融通手形というものをやると、普通なら1社で1つの口座にしているものが、融通手形をやると2社、3社というような形で、連鎖で被害を被ってしまうということも考える中だけれど、やはりそれまでに対策をやらなければいけないと思うのだけれど、そうは言っても悪質な貸金業が、ヤミ金融というか、そういったもののためにこういう制度見直しができるのではないと思うのだけれど。そうなってくると警察の調査とか、そういったものが必要になってくるわけですが、これを早期に採択しているのか、その辺のところは、私は少し疑問があると思うけれど。

委員長 不採択という意味ですか。

中野長勲委員 不採択と言っても、また困るのです。どういうふうに言っているか。

委員長 どういうふうに判断したらいいですか。採択。

中野長勲委員 いえ、ゆくゆくは、この貸金業法を変えていかなければいけないと思う。

委員長 6月には変わっていく。

中野長勲委員 変わっていくのだね。

委員長 この場面は、確か。6月ですと2年半が、何か猶予というようなことのようなようですね。少し勉強不足であります。平成18年12月20日に公布されて、おおむね3年間で、この政令をしっかりと施行していただくということになっているようでもありますけれども、それより早く、ひとつ施行してほしいというのが請願の内容ですけれども、きっと早いところは、早くからあれしてしまっているのではないかな。採択されて、そこは早く採択していますか。今回、だいたい今回、ほかの市は、

議事調査係長 今回、この定例会に基づいて調査をしましたが、松本市さん、飯田市さん、佐久市さん、上田市さん、全て12月中に請願が出されており、この定例会において全て審査をされております。以上です。

古畑英雄委員 私もちっとよくわからないが、結局、これでいくと平成の施行、平成19年12月19日制令で3年、平成18年から勘定して3年と言えば、もう12月でいっぱいになっているわけだが、これを何か引き延ばしをしてみたいな動きがあって、あえてこういう請願が出されているということですか。誰か、詳しい人がいたら説明をお願いしたいのだが。

委員長 その辺はわかりますか。

くらしの相談室長 請願自体は柴田議員さんたちですけども、実際は平成18年の施行から、本体施行というのが平成19年12月にありまして、1年以内にこれが行われたわけですが、段階的にこの施行をしていかないと、一気に先ほど中野委員さんの言ったようにやってしまうと貸金業者のほうも困ってしまう。というのは、多重債務の見直しももちろんですけども、ということで平成19年12月を主體的にしまして、おおむね3年ということで平成22年6月、2年半以内、公布から3年ですので、平成22年6月をめどに全てを、グレーゾーンを撤廃して、そういう貸金業法を変えていくと、そういう情報になっております。ですので、商工業者の事業者の方も、もちろん、おりますけれども、何しろ高い金利に、今まで29.2%くらいになっていたものを20%に押えていくということで、非常にいいことだと思います。ということで、私は解釈していますけれども、よろしく申し上げます。

中野長勲委員 これは来年の6月には、もう貸金業法が施行されるということですね。

くらしの相談室長 そのとおりでございます。

中野長勲委員 その業法の内容が、貸金業者もいいし、要するに、それを利用する人たちもいいというような方向で、業法が施行されればいいと思います。だから慌ててやらなくても、来年6月にはもうなるということだから。

委員長 不採択。

中野長勲委員 そんなに慌ててやらなくてもいいのではないかと思います。不採択。

委員長 内容としては、ほかに。

小野光明委員 スケジュールも来年の、平成22年6月に始まるということで、これをより早期と言ってもスケジュールがよく見えないですし、国のほうでも手当てされているので、私は不採択でいいのではないかと思います。

副委員長 市民生活の、皆さん、生活者の目線から言うと、本当に現実、経済的に厳しい現状の中、こういうものを利用して、なおかつ、返済に困ってゆくゆくは自殺に追いやられるというようなケースも問題視をされていますので、この現状から見ると、やはり一刻も早くこういう手だてを打つことが大切かなというふうに感じております。

委員長 採択。

副委員長 そうということですね。

委員長 成否、出ておりますので、これで採決をさせていただいていいですか。それでは請願原案に賛成の方、採択を賛成される方、挙手をお願いいたします。採択。

〔挙手3人〕

委員長 3人。念のために不採択も、申し訳ないですが挙手をお願いいたします。

〔挙手4人〕

委員長 4人。それでは採択少数ということで、不採択ということに決定をいたしました。

請願 1 2 月第 2 号 「使用済自動車の解体業及び破碎業の用に供する施設」の設置に反対する請願

委員長 次に請願第 2 号に移りたいと思います。「使用済自動車の解体業及び破碎業の用に供する施設」の設置に反対する請願についての審査を行います。これについて御意見等ございましたら、お出しをいただきたいと思いますが。

紹介議員の五味議員も来ていただいておりますので、もし御質問等ございましたらお出しをいただきたいと思います。

五味東條議員 この請願につきまして、私は、一番、太田地区、洗馬地区でも、結構そういった産廃のいろいろな問題がありますけれども、とにかく今地区のこの町会長さんがものすごく熱心なのです。とにかく車の解体を許可しないでくださいという形で、松本市も塩尻市も、当然、市長面会ということをやっておりますし、場所的にも決して適するような場所ではありませんので、そういった排水問題だとか、そういったものを含めて、ぜひ、検討していただいて採択していただきたいと思っております。以上です。

委員長 委員の皆さんの御意見。

古厩圭吾委員 私は、実は、一番近いところに住んでいるかと思っておりますけれども、ここにありますように、この請願をされているのは今区ですし、そして、実際につくられるところは洗馬 6 6 6 3 番地ですか、こういう、いわゆる 3 区の接点、行政境みたいなところで、地形的にも非常に崩壊のおそれのあるようなところを、なお切り取って、いわゆる雑種地とか、そういう運用違いのところを見つけてというような流れを見ていまして、そういった中で地権者がずっと変わってきて、いつのまにやら、こういう形の破碎業というような人が進出されてくるような現実に対して、ある種の環境を保全するという立場から見ても、かなりの無理をしながら、結果として法の及ばないようなところを、例えば、危険だとか、砂防地域だとか、そういうようなところを、言ってみれば法の行き届かないでしまったような盲点を突いているような流れを感じるわけです。結果的に、例えば地元の堅石がという話になるわけですが、実際には、堅石の場合には、堅石の住居しているところの一番遠いところになりまして、奈良井川の対岸で松本市と言いますか松本境でもあり、あるいは行政境にもなっていくわけですし、そういう面での関心が薄いようなところをねらって、しかし、結果としては、万一の場合の災害は、かなり広い範囲にわたってしまうわけです。そういうような流れを感じたときに、私は、塩尻市の基本的な姿勢としても、環境保全のために盲点へ進出されて手の出しようがないみたいな結果につながらないように、ぜひ委員の皆さんの英断をお願いをしたいと、このような思いをしております。よろしくお願いします。

委員長 ほかにございますか。

古畑秀夫委員 私も同じですが、場所が洗馬ということで本会議の中でも少し言いましたけれども、洗馬の岩垂原という広いところの下にあるわけですが、水兼道路と言いまして、畑に水があまり入り込まないように道路を低くして、水が道路のところを、雨が降ったときには川のかわりになるような、そういう道路にしてありまして、それが真上を通っているということで、今、集中豪雨が多くなっています、そういうものが一気に流れ込みますと、あの崖下を下って少し整備をされて、ここの予定地は、あれは何川というか、いわゆる堰、奈良井川から取った笹賀のほうに行く大きな堰があるわけですが、それに流れ込む、例えば、油や何か出た場合などで雨が降ったら、間違いなく川に流れ込んで二百何町歩という田んぼとか畑に被害を及ぼしますし、新聞なりマスコミで報道されますと、全く関係ない塩尻市洗馬という名前が出ますと、シーズンでありますと、どうしても野菜などにも風評被害というものが出るということで、大変心配をしておりますので、ぜひ御理解いただいて設置に反対していただきたいと思っております。場所がとにかく悪いということです。こういう設備そのものがということは、当然、今の時代ですから、設置することについては必要な設備で

すけれども、場所がとにかく悪いということで、ぜひ御理解をいただいて反対していただきたいと思います。以上です。

白木俊嗣委員 何しろ場所を見たら誰しもみんな反対したがるところです。ただ、問題は許可が県なもので、これは上がっても、県では、今、どちらかという産業廃棄物は県の許可になっているもので、その許可というものは、市へ戻していただくわけにはいかないですか。せつかく私たちのほうで上げてやっても、県はどちらかという産業廃棄物などについては、どうもしゃばじゅうでこうなもので、出てくるものは、わりと条件や何かをあれして、みんな許可を下ろしたような、今、風潮にあるのです。そうなると地元の意見というものは、全然、反映しないもので、その許可制度を市にすれば、こういう意見が、目に見えるものはすぐ出てくと思うのだけれど、そういうものはできないものかね。聞いて悪いけれど。

委員長 答弁はありますか。御説明ください。

生活環境課長 廃掃法の中で最終的には許可されていて、今の議論の中では、県の条例で許可の一步手前のところが動いているわけですが、廃掃法では、産業廃棄物については県、一般廃棄物については市ということで明記されておりまして、それが市のほうに来るのは、その法を国のほうで変えていただかないと、許可権が市に来るとするのは、今の状態ではほとんど無理だというふうに思います。

白木俊嗣委員 横山さんの力で何とかならないですか。

中野長勲委員 次の裏のページ4番で、11月15日に用水に自動車オイルが流れたというのだけれど、本当に、その地域に根ざした企業であれば、事前に地元へ報告して謝るなり、事態を説明しなければいけないところを、これもあとになって地域住民から事実を指摘されたら、もってのほかだと思うのです。こういった業者が県の条例によって許可されるというのは、これは何とも言いようがないけれど、今現在、あそこの、もちろん用水のことで心配が一番あるわけだけれど、今現在、本当に何もなしの用水の水質と、そしてこれから、今現在、何かやっているわけでしょう、あそこで、車の置き場を。洗ったりするわけだ。実際、オイルが流れたということだね。何かやっているということだね。これに対して、あのときはこういう水質だけれど、今の水質を取ったら汚れている、そういった裏付けというもので許可ができないということはできないわけですか。

白木俊嗣委員 今、実際やってないでしょう。

中野長勲委員 あの用地に車を置いてあるではないか。

白木俊嗣委員 ただ置いてあったのを、話に聞いたなら置いてあるところから勝手に漏れたものだって。そういう言い方なもので。

古厩圭吾委員 経過で見ると、実は、今区の皆さんは、毎朝、明るくなれば交替で来てチェックをされているのだけれども、たまたま、どうも、あそこで車を下ろすときか何かひっくり返すか何かしたね。それで、廃油というか中のオイルがこぼれた。こぼれて、結果、こういう斜面なもので下へ流れて、しょうがない下へ流れると、下に用水、先ほどの話の今村堰と言っていますが、その用水へ入ってしまう。入って、今村の人もその時点で知らないでいたけれども、用水に油が入っているよということで来てみたら、転んで流れているのをそのまま放置していた。それは写真に撮って、今区の皆さんはそれを指摘されていますが、にもかかわらず、うちにも連絡は全然なかったし、今区にもないし、聞いてみると行政にも何もされていないというような現実のようでして、そういう形でありながら一方では、排水処理というか、そういうようなものをつくっているように見えるようなことをやっている。今の段階での申請は、車の配送センターみたいな感じで、例えば、部品取りができるものだったら、このままで売れるものだから、そういう仕分けを

して、それぞれのところに運送しているのだよという言い方をしますがね。逆に言うと、そこへ来るためには堅石方面しか入れないもので、洗馬地籍につくるけれど道のないところにつくるのです、洗馬には、交通は堅石の問題 つくるところは洗馬だと、用水の被害を受けそうなのは松本だと、こういう流れをうまく利用して、みんな、それぞれの立場で、限られた話きりになるのです。堅石が文句を言えば、お前さんのそこへなど1台しか車を置いてないではないかと、こういう話になるわけです、極端なことを言うと、そういう形で、なせいいのだという思いが、もう身近にあることは間違いのないね。

中野長勲委員 もう1個、車を置いて駐車場なり、解体はしないでも、車を置いたり、積んだり、重ねたりすることは、いいわけですか。

古厩圭吾委員 それは、きちんと、それなりに届けを出してある。それでやれると。始末が悪いわけです。それが、別に許可を受けなくてもできる。届けだけなのです。済みません、許可を受けずに。

委員長 先ほどの説明。

生活環境課長 今、申し上げたので。

委員長 同じことですか。

生活環境課長 ただ、先ほど油の出たという内容の事故でございますが、地方事務所と先ほど言いました自動車リサイクル法の引き取り業の、これは登録です。ですから届出を出して登録をしていただければ、引き取り業というのは、今、古厩委員さんが言われたとおりでございます。その中で今回の油が出たというのは、白木委員さんが言われましたように、車が配送で持ち込まれたときに乗せてきたのが落ちてしまった。そこから油が漏れて、その後処理に不備があったということで、引き取り業の内容で地方事務所が指導をしたのが、この記録に残っている17日の件でございます。そのあと、水の関係では、一応、改善されているというか、平静の状態には戻って来ているということで、地方事務所と一緒にいった経過はございます。その内容でございます。

中野長勲委員 なるほどね。ありがとうございました。採択です。

委員長 ただいま、採択という意見が出ておりますけれども、当委員会の審査結果、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願12月第2号につきましては、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。ついでに、意見書の提出が県知事に出されておりますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

〔「委員長に一任」の声あり〕

委員長 委員長に一任という意見がありますので、そのとおりにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

請願12月第3号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める請願

委員長 次に請願12月第3号です。食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める請願ということで審査を行います。きょうは、丸山提出者、賛同者と言いますか、丸山紹介議員が見えておりますので、もし、ありましたら。先に、金田委員もおりますし。

金田興一委員 この件についてお願いしたいと思いますが、本会議の席上、丸山議員のほうから趣旨説明もさせてい

ただいてございますが、たまたま、きのうですか、牛肉の、いわゆる偽装ということでミートホープの内容を詳しくテレビでやっておりまして、告発者が長野県の出身の方ということで、その人の苦しみを言っておりますが、その人のきのうの証言の中では、最初に告発をしたときに、農林省ですか、出向いて行ったら、いわゆるスーパー等で抜きうち検査をしたもの以外は受けつけないのだということで、全然、取り合ってもらえなかったと。その次には、そういうものとラベルとを持っていったら、ラベルなどはどうでもできるから受けつけられないのだというようなことで、やっと、この、いわゆる偽装についての告発が受け入れられたということで、やはりこういう制度があれば、そういうような偽装なども早くに見抜けたり、そういうこともなくなっていくと、このように思います。ミートホープの方の言っている話は、オーストラリアが何かの冷凍挽肉を出したのが売れなくて、余って返ってきて半分腐っていた。それには、赤味が落ちるので血液を混ぜる。血液を混ぜるには溶けるとすぐ流れてしまうので、そこへパンを入れて定着するようにしていたというようなことから、いわゆる原材料についても、今、いろいろなアレルギーの方がいて、小麦粉のいけいない人もいますが、まさか、ひき肉に入っているとは思わないというようなこと。そのようなことから考えても、今、本当に一時期、食に対する疑心暗鬼、疑念というものが国民の間に広く広がってきたわけですが、そういうことを払拭するためにも、安心してこういう食に自信が持てる、そのような意味からも、ぜひ、この食品制度表示の抜本改正については、御賛同をいただきたいなと、このように思います。

委員長 ほかにありますか。

白木俊嗣委員 それより賛同するからいいです。

金田興一委員 よろしく申し上げます。

委員長 採択ということで、意見が出されております。

中野長勲委員 この1、2、3、4つあるうちの2番目の1番、遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化する。飼料というものは義務化できるのかね。餌。

丸山寿子議員 遺伝子組み換え食品の表示につきましては、本会議場の補足説明でも申し上げたように、例えばEUと日本とでは、表示がかなり日本の場合は、対象品目から始まりまして、いろいろな意味で本当にわずかな部分しか表示が、まだなされていない状態なのですが、EUのほうでは、飼料につきましても表示義務がありまして、表示されているということですので、それはほかの各国でもやっていることですので、できるというふうに思いますし、また、生活クラブの生協などでも牛乳ですとか遺伝子組み換えを使っていないということも表示と言いますが、それを極力避けながら生産はしているのですけれども、牛乳も、飼料、こういったところでどのように牛が飼われていて、どのようなものを食べていたかということまで厳密に行っておりますので、それはそういったことで表示が求められれば、生産過程から注意していただくようになるというふうに考えます。

委員長 そのようでありますけれど。

中野長勲委員 ただ飼料が日本でできるものならいいけれど、やはり、中国のコーリャンだとか、ソルガだとか、そういったものが義務化できるのかなと、私は疑問に思うのだけれど、できれば最高だけれどね。

委員長 請願ですので。

中野長勲委員 言うだけのことを言っておけばいいか。

委員長 要としては、どうなのでしょう。

中野長勲委員 これから遺伝子組み換えとかクローンの家畜とか、これを口にしないというわけにはいかないと思う

よ。なるべくなら食べたくないけれど。

金田興一委員 今の関係で、おそらくこれから、今、言われたような形になってくると思うのですが、ましてや、逆に今度は生産履歴、こういうものがかなり厳しく求められていくし、生産履歴管理システムみたいなものも進んでくると思うのです。そういうものがしっかり表示をされていて、それをよしとする人は十分食べていただければいいわけだし、そうでない人はそれを買わないということで、表示をきちんとしていただきたいということなので、おそらく、今、言われたようなことが出てくると思いますけれども、そのためにも表示を義務化をしていくと、どのようなものかわかって食べていただくということが大事になってくるだろうと、このように思います。

委員長 そのようであります。

丸山寿子議員 クローンなのですけれど、クローンは2種類の、大まかに2種類のやり方での生産ということで、国内では多岐にわたり都道府県のレベルで畜産試験場なのかなと思いますが、そういったところで研究しているということで、今は流通はしていない、農水省のほうでは、今のところ流通を止めている状態なのですが、きのう、長野県のホームページを見ましたら、長野県でも研究してそういった牛が誕生しているのだけれども、現時点では、受精卵クローンの社会的な理解が得られないことと、農家のメリットが見込めないことから、平成15年度をもって事業を中止したというようなことがホームページに書いてありますので、まだそういう研究段階で心配な声もたくさん上がっていることと、いろいろリスクが大きいということなども、まだしっかり浸透はしていないのですけれど、国民の間には、そういった研究も、今、されているところだというような段階だということがホームページにも出ているという現状です。

委員長 中野委員さん、別に不採択というわけではない。

中野長勲委員 言いたいのは、もう1回言います。トレーサビリティと言って栽培履歴というものは、頭の切れる若い人たちが農作物をつくるのならこれはいい。これが、70、80歳になってくる年寄りか、全部、栽培履歴をつくって、それで出荷すると、これは大変なこと、圧力だよ。ますます百姓ができなくなってしまう。まして後継者もない、若者がやらないということになると。それは、やっていかなければいけないことだけれどね。

古畑秀夫委員 今、農協関係はほとんど栽培履歴は提出しないと出荷してはいけないみたいなことで、3日前に提出して、それで、農薬をやったのから出荷まで、例えば、1週間おいてないものを5日ですとかというチェックを受けて出せないとか、登録がおりてない農薬をたまたまやってあるとかという出荷をさせないというチェックはしておりまして、今、中野委員さんの言われるように確かに大変なのですよね、率直に言って。しかし、時代がそういうふうになってきてしまっているもので、これは、いけないというわけにはいかないし、現実には、すでに農協関係では、みんなやっています。

副委員長 この趣旨は、消費者からして安全なものを見てわかる形にということで、とてもいい内容だと思いますがやはり飼料の関係が、どこまで追跡して、それを表示できるかということが少し心配な点です。トレーサビリティというものは流通の全てがわかる、明確化されるというシステムも含まれているので、そのシステムのためのコストなども、それぞれの生産者、流通者、販売者、それぞれのところに求められる。これからもし、これが義務化された場合求められてくるので、そうすると農家の方に対する負担も、今、丸山議員のほうから問題点が多いという説明がありました。その辺がどうかという心配する点です。消費者からすると、とても、こういうことは大事なことで、しっかりやっていただきたいということ。両方の観点からですけれども。

委員長 そうしますと。

中野長勲委員 これは、塩尻市だけですか、出ているのは。

委員長 これは、どうでした。

議事調査係長 今回、各市の状況をお調べしましたところ、受理が14市、そのうち採択が9市、趣旨採択が1市、継続審査が2市、審査前が2市、以上となっております。

委員長 私のほうで、今、判断。採択なのか不採択なのか、意見としては、副委員長。

副委員長 反対ではないですが。

委員長 不採択ではないが。

副委員長 飼料の辺が少し。

委員長 今、お二人の方が、採択と言っているのか悪いのか。

小野光明委員 趣旨採択ですか。

委員長 趣旨採択。

小野光明委員 今の判断が。

委員長 趣旨採択ね。いかが。そういう思いでしたら趣旨採択。

中野長勲委員 やはり、遺伝子組み換えの食品まではいいと思うけれど、飼料、餌、これだって確か遺伝子組み換えの原料が入っていると思う。それをどこまでできるかということ、その表示が。採択はいいよ。

委員長 できたら、その辺で委員としてどういうお考えかをはっきり言っていただかないと。

中野長勲委員 採択でいいですよ。趣旨採択ね。

委員長 趣旨採択ですか。それでは、趣旨採択というような何となくニュアンスの御意見がありますので、趣旨採択として、まず採決をとりたいと思います。これを趣旨採択をするかしないかという決をとりたいと思います。そういう意見が出ておりますが、趣旨採択とするに賛成の方は挙手をお願いします。

中野長勲委員 採択と同じですね、これは。趣旨採択。

〔挙手少数〕

委員長 はい、わかりました。趣旨採択に関しては挙手少数ということで、これは否決をされました。続いて採択、不採択に関して採決をしたいと思いますので、やはり挙手をお願いしたいと思います。この請願12月3号について、採択とされる方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

委員長 それでは、賛成多数ということで原案を採択することに決しました。これについても意見書の提出を望んでおられるわけですが、いかがいたしましょう。

〔「委員長に一任」という声あり〕

委員長 それでは、委員長のほうで責任を持って提出させていただくようにいたしますので、よろしくをお願いします。以上で請願3件については終了いたしました。

陳情 9月第2号 ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求める陳情

委員長 続きまして陳情へ移りたいと思います。陳情に関しましては、当委員会に付託された陳情、継続を含めまして4件であります。9月第2号、第3号、それから12月第2号、3号、4件について審査をしたいと思います。はじ

めに継続審査になっていました陳情9月第2号、ヒブワクチンの早期定期予防接種化等を求める陳情から審査をしたい
と思います。御意見をお出しただければ、これは9月の定例会のときに、3号もそうではありますが、少し審議時間が
短かったような場面もありまして継続という形になってきておりますが、これは他市はいかがですか。

議事調査係長 他市の状況ですけれども、9月の定例会においてほとんどの他市のほうで結果が出ております。まず
ヒブワクチンにつきましては、受理が15市、そのうち採択が13市、趣旨採択が1市、その他が1市。

また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、受理が16市、そのうち採択が7市、趣旨採択が4市、その他5市という
ことの結果になっております。

委員長 2号、3号までの説明を受けました。2号のほうであります。先に、そういう状況のようであります。

副委員長 ヒブワクチンに関しましては風邪に症状が似ていて、専門のお医者さんでも早期の診断が困難なこと。そ
して、急速の間に命に及ぶ状況になって命を落してしまう子どもさん、特に小さい子供さんが多いということ。ワクチ
ンで、予防接種で命を守ることができるということから、これはしっかりと国のほうに要望をしていくべきだというふ
うに思います。

委員長 ほかにいかがですか。採択という意見が出ておりますが、当委員会は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中野長勲委員 とても高いと言うけれど、どのくらいするものですか。高価なものだと言うが。

委員長 わかりますか。

保健予防係長 1回、七、八千円と言いますけれども、3回やって、次回、1回やらなければいけないので、3万円
から4万円かかります。

副委員長 それを自己負担でやっています。

委員長 それでは、よろしいですか、採択ということで。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、陳情第2号については採択することに決しました。

陳情 9月第3号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関する陳情

委員長 次に、やはり継続の陳情であります、3号。肺炎球菌ワクチンへの公費助成等に関する陳情であります。御
意見をお出しください。他市の関係は先ほど説明があったとおりで、一緒であります。

古畑秀夫委員 これも高齢になって体が弱ってくると、大勢の方がかかって亡くなるみたいなことが多いというこ
とでありますので、賛成です。

委員長 採択という意見が出ておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは異議なしと認め、陳情9月第3号については、採択することと決しました。

2号、3号に関して、やはり意見書を提出するということを出てきておりますので、この点に関しましても委員長に
一任してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めて、そのように取り計らいます。よろしく申し上げます。

陳情12月第2号 市町村国保の改善を求める陳情

委員長 続きまして陳情12月第2号であります。市町村国保の改善を求める陳情ということでもあります。これに関して御意見等ございましたらお出しただければと思いますが。

いかがですか。いわゆる国保に関して7割、5割、2割の軽減、応益割合の条件を9割軽減してほしいということでもあります。この辺は、どなたか担当で少し何か説明をいただければ。

市民課長 私のほうから、この陳情に3点ほど出されておりますので、若干触れさせていただきますけれども、まず、陳情項目、の7割、5割、2割というものがございますけれども、本分の中にもございますけれども、いわゆる均等割、平等割を応益割と申しますけれども、その比率が45から55%の範囲でなければ、7、5、2割を適用できませんよ。それ以外の場合には、6割、4割ですよということで、塩尻市は、現在、39.7%ということで、適用になりませんので6割、4割を適用しております。そういうことで、制限をなくして全ての市町村が、そういう大きな軽減ができるようにしてほしいというのと、また、9割軽減も導入してほしいというのが、願意の1つでございます。こちらにつきましては、国のほうで、来年春になれば税制改正におきまして、これの範囲を撤廃していくという方向が、今、出されております。ただ導入するかどうかの時期につきましては、各保険者、市町村の考えでという形で、そういう道を広げていくというものがございます。

それから、2番目の国保への国の負担をふやし、普通調整交付金の増額をすることとございますけれども、このペナルティというものがございまして、国保税の収納率に応じまして、この調整交付金を減額するというペナルティが若干ございます。本市におきまして、現在、収納率は90.46%ということで、国の基準を若干下回っているということの中で、この普通調整交付金が5%カットになっているということで、このペナルティを行わないようにすることが1つあります。こちらにつきましては、12月4日に厚労省のほうの、今、方針としまして、県で国保の広域化計画を策定した場合には、県内の市町村についてはこのペナルティは与えませんよという1つの方向づけがされております。ただ詳細は、まだ来ておりませんが。

3番目の国保税の上限額を協会けんぽの保険料の限度並に引き上げられるようにするというところでございますけれども、実際に医療費分と後期高齢者の支援金分ですけれども、現在、国保のほうは59万円になっております。協会けんぽのほうは82万円ということでの開きがございまして、こちらにつきましては、当初、厚労省では、平成22年度に82万円まで引き上げようという方針でございましたけれども、一気に今の59万円を82万円に上げますと、高額所得のある方について、納税意欲が失われたり、収納率が低下してしまうということで、急には上げないということの中で、来年度、平成22年度につきましては、医療費分で3万円、後期支援分で1万円ということで、現在の59万円を63万円に引き上げていくという方針が、今、出されているという状況でございます。以上です。

委員長 どうですか。1番は市町村へ負担をふやしてくださいという意味ですね。9割。

市民課長 これは軽減をいたしますと、国のほうから軽減分についても補てんがございまして、例えば、うちのほうで7割、5割、2割の7割の軽減をしたいという形であっても、実際には国のほうの制限がありまして、塩尻市の場合には、現在、6割4割しか広げられないという実態がございまして、先ほど言いましたけれども、導入についてはそれぞれ自治体に任されているというか、判断によるというものは、いずれにせよ、補てんが国からくるといたしましても、市の国保の中でも負担金がかかり出てまいりますので、そういう面での余裕がなければ、なかなか導入もすぐに

は難しいという実態があります。

委員長 そのようであります。どうですか。

小野光明委員 裏の請願意見書を見ると、次の後期高齢者の医療制度の廃止とセットとなっているので、これを最初に見てもらおうと後期高齢者廃止、戻しということは、その際にということになるので、セットで考えてもらったほうがいいのではないですか。

委員長 意見書は考えないでもらっていいと思います。

小野光明委員 いいですか。

委員長 1つ1つやっていただいて意見書を提出する、しないに関しては、また、委員の皆さんで考えていただければ。

金田興一委員 陳情の中の下の2行目に、後期高齢者医療制度の廃止を軸にという形で入っているの。

委員長 はじめにね。

金田興一委員 はい。私はセットのほうがいいと思います。

市民課長 今の文面でございますけれども、あくまでも陳情要旨の3点につきましては、先ほど申し上げました国保に関することでありまして、前文につきましては、後期高齢者が廃止されて、国保と関連するという前文でありますので、あくまでも下のほうの1から3までが陳情要旨というふうに判断しておりますが。

委員長 よろしいですか。そういうことだそうですので、これはこれで、ひとつ決めていただければと思います。いかがいしましょう。

金田興一委員 今は、新政権の改革会議の中では、4点、5点、6点とかある。後期医療制度は廃止をし、2つ目に新制度の構築は、地域保険としての一元的運用の第1段階であるという位置づけで、3点目に年齢部門を解消、4点目に、市町村が運営する国民健康保険、国保の負担増に配慮ということで、あとは、保険料の関係、国保の広域化と、これはセットで、今、医療制度改革は行程表に載っているのですね。私は、先ほど一緒と言ったのは、そのようなことも含めて、あとの後期高齢者医療制度の廃止の関係もあるので、当然、こちらでも今、少しお聞きすると市の負担、持ち出しがふえるだろうというふうに私は受け止めたのですが、後期高齢者とあわせてお聞きしたほうが、私は理解しやすいのかなと思ったのですが。

委員長 いずれにしても、2号、3号というような形で、それぞれに出ていますので、これはこれでひとつ審査をしていただいて、分けてひとつお願いします。どうしましょう。要は、採択するか、しないかというところなものですから、委員の皆さんも手を挙げたほうがいいですか、先に。それで良ければ、採決しますが。

中野長勲委員 の八十何万だけ。協会けんぽ

委員長 けんぽは82万円。

白木俊嗣委員 勝手な話です。私は不採択。

中野長勲委員 上げるのに皆さんは賛成ですか。

委員長 それでは、採択という声も出ていなし、今、不採択と言われたのが初めて出たものですから。その辺は、あと、皆さん、採択という方もおられれば採決しますし、もし、今、出ている不採択という声だけで、皆さん、そういう御意見にするのであれば。

金田興一委員 不採択。

委員長 不採択。皆さん、不採択でよろしいですか。

白木俊嗣委員 文面を見たらわりと勝手なもので、ある者はいくらでも払えというような感じのもので。いけないものは、日割り軽減しろなどと、そのようなばかな話はない。応分のみんな負担をして、それぞれ国保を維持していかなければいけないと思うのだけれど。私は不採択。

委員長 不採択という意見がほとんど出されておりますが、当委員会の審査結果としては、不採択ということではよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは異議なしと認め、陳情12月第2号は不採択とすることといたします。

陳情12月第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情

委員長 次に3号であります。後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情ということであります。これにつきましても、御意見をお出しいただきたいと思っております。

金田興一委員 少し前段でもあったのですが、ここも老人保健制度に戻すことが必要だということなので、戻すことによってどれだけ保険料が下がるのか上がるのか、実際にどのような関係になるのか、試算が何かあれば。

市民課長 陳情は後期高齢者を廃止して、従来の老人保健制度に戻せという形でございますが、後期高齢者医療制度ができたときには、社会保険の被扶養の方、あるいは、国保から後期高齢者医療制度に移行されたのですが、廃止になると国保に戻る方というものが多くなりますけれども、その方につきましては約75%の方が保険料が上がるということが、国のほうからの発表でございます。実体的には、各自治体によって保険料率が違いますので、金額というものは一概に申せませんが、ほとんどの方が戻すことによって保険料が上がるということではございます。以上です。

白木俊嗣委員 上がりますか。

金田興一委員 ただ、これは下がって良くなるというのならいいのだけれど、今のこの老人保健制度ができたときも、実際に法案が成立してから2年近くかかっていると思うのです、実施までに。そうした中で、そういう観点がある中で、今、即、これをやめて新制度にもっていく、そんなに簡単にできないと思うのです。少なくとも1年なり2年かかると思う。そうすると、先ほど少し御紹介したように、今、医療保険総体の中でいろいろな改革を検討されていると。そうしたら、これだって早くても13年の春でなければ、新医療制度に移っていかないという見通しなので、私は、その中で、より良い、いろいろな要望を出していったほうが、よりベターではないのかなという気がいたしますが。

委員長 不採択ということですか。

金田興一委員 不採択ということで。

委員長 ほかに。

古畑秀夫委員 新政権が後期高齢者の医療制度はいろいろ問題があるということで、廃止というマニフェストで来たわけですが、現在、新たな制度への移行ということで現在進めているようですので、現段階で、またもとの老人保健制度に戻すというよりも、それを待って、早く廃止してもらいたいのはわからないわけではないのですけれども、新政権がそういう方向で、今、進めているので、これは、不採択でいったほうが、少し混乱してしまうのではないかとこのように思いますので不採択。

委員長 ほかに、よろしいですか。だいたい御意見が不採択というようなことで出ておりますので、審査結果は不採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは異議なしと認めまして、陳情第3号は不採択とすることに決しました。
大変御苦労さまでございました。これで、当委員会に付託をされました議案の審査を全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書並びに委員長報告及び意見書の条文、案文につきましては、委員長に一任願いたい御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。
それから、継続審査。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ重要案件を抱えておりますので、協議会等、また、お願いすることもあるかと思っておりますけれども、よろしくをお願いいたします。

委員長 議会閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し入れをいたします。

理事者あいさつ

委員長 それでは理事者よりあいさつがあればお願いをいたします。

副市長 どうも、慎重な御審議をいただきまして、それぞれ提案申し上げました議案につきましてお認めをいただきありがとうございました。審査の中でいろいろ御意見等いただきましたので、これから予算期を迎えますので、その中で生かせるものにつきましては生かしてまいりたい、そのようなくあいに考えますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

なお、これから、年末年始、大変多忙な時期に入ります。いろいろ社会情勢も、いろいろ不安もあるわけでございますけれども、委員の皆さまにおかれましては健康に御留意いただきまして、一層の御活躍いただき、また、何かと御指導を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。本日は、誠にありがとうございました。

委員長 どうも御苦労さまでございました。

午後2時55分 閉会

平成21年12月17日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長

森川 雄三

印